

平城京左京八条三坊発掘調査概報

東市周辺東北地域の調査



1976・3

奈良県

序

わが古代律令国家のシンボルであり、わが国最初の都市ともいるべき平城京は、奈良市の西郊から南は大和郡山市域におよび、南北約5km、東西約6kmにわたる広大なもので、京内には碁盤状の街路が整然と通り、宮城をはじめ多くの寺院・官衙・邸宅・住居などが臺をならべていたものと思われます。この京内の諸遺跡のうち宮城である平城宮については、文化庁によって公有地化が図られ、発掘調査が続けられるとともに、その恒久的な保存・整備策が検討されています。宮外にひろがる広大な京城については、近年ようやく一部発掘調査が実施されるようになりました、京内のはば全域に奈良時代の貴重な遺構が存在することが明らかになってきました。

今回奈良県が県営住宅郷寺団地の建設を計画した地は、平城京の左京八条三坊九・十・十五・十六坪にあたり、京の経済の中心ともいるべき東市想定地に隣接しているため、建設工事に先立って、奈良国立文化財研究所に依頼して発掘調査を実施しました。その結果、この概報に示されているように、平城京の実態を明らかにする上に貴重な資料を数多く得ることができました。また設計計画の実施にあたっては、この調査の成果にもとづき、東市想定地を緑地公園として保存し、さらに一部設計変更により重要遺構の保存を図りました。この概報に示されている調査の成果が、平城京の研究、ひいてはわが古代史の研究にいささかなりとも役立てば幸いです。

なお最後に、本調査を担当いただきました奈良国立文化財研究所の関係各位のご苦労に対し、厚く感謝いたします。

昭和51年3月

奈良県知事

奥田 良三

平城京左京八条三坊発掘調査概報

東市周辺東北地域の調査

目 次

I	発掘調査の概要	1
調査の経過 調査の方法		
II	写真測量	3
III	遺跡の概観	4
IV	奈良時代の遺構	5
堀河 小路と郵鶴 丸形の遺構 十坪の遺構 十五・十六坪の遺構		
V	奈良時代の遺物	26
木簡 瓦器 土器 素器 鉢・壺 木製品 金貨 金屬製品		
工房関係の遺物		
VI	弥生時代の遺構と遺物	44
VII	平城京の東西市	45
VIII	ま と め	46
付表、検出建物の規模一覧		48
付図、左京八条三坊発掘位置図(200分の1)		

例　　言

■ 本書は奈良市東九条町姫寺に、奈良県が計画した県営中層住宅姫寺団地建設予定地の発掘調査概報である。

■ 調査は奈良県の委託を受けて奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部（部長鈴木嘉吉）が実施した。第1次調査は狩野久・佐藤興治・田中哲雄・岡本東三・藤村泉・綾村宏・川越俊一・白子昇（東京大学大学院）が参加し、第2次調査には牛川喜幸・森郁夫・横田拓実・宮本長二郎・吉田恵二・山本忠尚・須藤隆が参加した。

■ 本書は奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部で執筆、編集した。

各章ごとの担当者は次のとおりである。

I 佐藤興治 II 田中哲雄 III 佐藤興治 IV 宮本長二郎 V 木簡 綾村宏 瓦塊
須藤隆 土器 川越俊一 漆器・紙・布・木製品・錢貨・金属製品・工房関係の遺物 山本
忠尚 VI 川越俊一 VII 狩野久 VIII 佐藤興治 遺構・遺物の写真撮影 佃幹雄 編集
佐藤興治

I 発掘調査の概要



調査の経過

平城京左京八条三坊東市周辺東北地域の発掘調査は、昭和49年秋奈良市東九条町姫寺 960番地に県営住宅団地が計画されたことから、その事前調査として実施されたものである。奈良県教育委員会（文化財保存課）では数年前から、平城京内において、国・県・市等の公共機関が大規模な開発事業を実施する場合、受益者側の費用負担で事前の発掘調査を行なうよう行政指導している。当該地は平城京内でも特に重要な遺跡である東市に隣接し、もしくは直接にかゝると推定される場所もあり、事業主体である県土木部住宅課は、事前調査を行うことを同意し、調査の実施を奈良国立文化財研究所（平城宮跡発掘調査部）に依頼した。調査費用、期間、方法等に関して、上記の関係者が協議を行ない、昭和49年12月に調査計画がまとまった。

対象地域が広範にわたるため、調査は二度にわけて実施することとなり、第1次調査（平城宮跡発掘調査部第93次調査）を昭和50年1月20日から4月19日までの期間に、第2次調査（同第94次調査）を同年4月4日より6月16日までの期間におこなった。

なお、調査後、東市を推定する十坪の部分は緑地公園とし、小路の位置を団地内通路として生かし、主な遺構のある部分は新設建物位置を移動してさけるなどの設計変更がおこなわれた。





調査のあらまし

調査対象地は平城京条坊の坪付の呼称からは、左京八条三坊九・十・十五・十六坪にまたがる範囲である。北は七条大路に接し、南は十坪の東北部と十五坪の西北部を含み、東は東三坊大路近くまでと、西は九・十坪の東半部までの、面積にして28,000m²の地域である。調査は平城宮跡発掘調査部で実施している京内遺跡発掘調査基準に従っておこなった。八条三坊には東市があるため、京内の大地区割りとは別扱いとして6ATIの別称を付し、さらに坊の東半部を10地区に中分剖してA～Jの地区をあてた。第1次調査は北半部のH・I地区を中心におこない、第2次調査は南半部のF・G地区を中心におこなった。

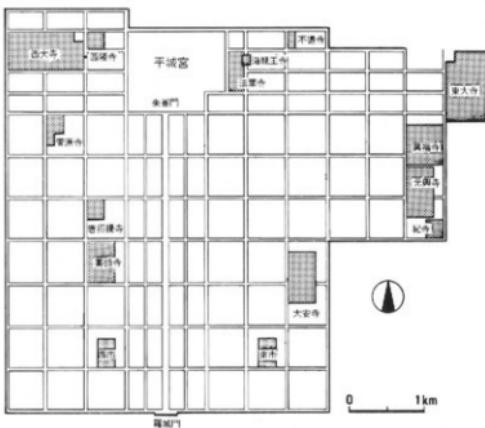
第1次調査 本調査にさきだって、当該地域全体の遺構の状況を確認することと、調査全般の方針を立てるために、まず各坪にまたがる幅5m、長さ130m前後のトレンチを3個所に設けて試掘を行なった。このトレンチ中に小路、建物、大溝などの奈良時代の遺構が見見されると同時に、十六坪の北半部分は岩井川の氾濫によって遺構の上面が削られ、遺存状況がよくないことが判明した。このため本調査では川の影響のすくない九坪の東半部を選び、小路交差部分をふくめて東西50m、南北90mの範囲の全面発掘をおこなった。

第2次調査 第1次調査地の南に接し十坪の東北隅にあたる部分を東西36m、南北44mの範囲について発掘するとともに、第1次調査トレンチで確認した礎石列と瓦敷布地を中心に寺院関係の遺構を調査した。

両次にわたる調査で発掘した面積は8,889m²である。



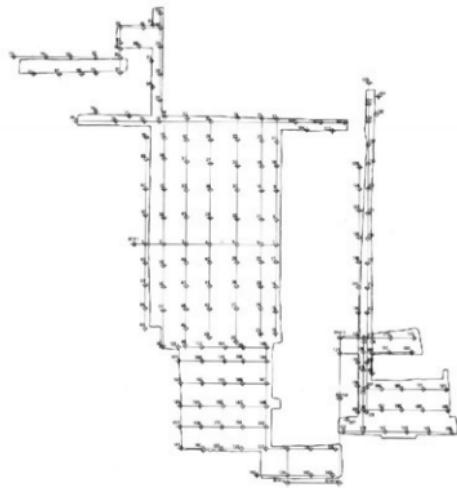
発掘調査の範囲



平城京条坊図



II 写真測量



左京八条三坊空撮標定点一覧(抜粋)

標定点No	X	Y	H
B・M・I	-148 782.697	-17 156.483	
1	-148 782.697	-17 151.901	58.981
12	-148 731.855	-17 099.315	57.433
35	-148 733.285	-17 126.205	57.314
43	-148 820.045	-17 126.205	57.331
65	-148 799.434	-17 151.901	58.687
78	-148 714.200	-17 146.732	57.003
90	-148 707.651	-17 162.637	58.457
105	-148 849.438	-17 062.418	58.022
132	-148 732.114	-17.059.276	59.880
157	-148 858.868	-17 137.721	57.978
173	-148 819.389	-17 063.951	58.048
192	-148 857.037	-17 071.747	57.993
B・M・II	-148 819.389	-17 073.510	58.688
B・M・III	-148 843.867	-17 073.510	58.758
B・M・V	-148 878.072	-17 094.173	58.536

*座標は国土調査法の第六座標系によるものである。
No.100 X--- -148km733m285 Y--- -17km002m043

遺構の実測は写真測量によっておこなった。写真測量とは、被写体を適当な距離をおいた2個のカメラにより撮影し、その実体写真をもとに被写体の3次元測定をおこなう技術を絶称し、飛行機などからカメラを真下に向けて撮影した写真を室内で実体視し、地形・地物の判読や地図を作成する方法である。写真測量は他の測量に比べ、作業が迅速で精度にむらがなく、さらに写真が保存される限り、撮影時の状況が再現でき、図面に表現されないものまで写真から観察判読できるなどの利点を持ち、最近各種文化財の調査に応用されせり。今回の調査ではヘリコプターにカメラを搭載して撮影をおこなった。撮影の諸元は次のとおりである。

カメラ:	4次 ウイルFRC-5-A 2次 ツアイスRMK	被り: 1次 8~16 2次 8
レンズ:	1次 152mm (有) 2次 143mm	高度: 360m作成 33m
フィルム:	1次 コダック・エアロタイプ 2次 コダック・トライニックス	露山: 36秒 露山: 36秒

変位修正機: 1次 ウイルFE 4型
2次 ツアイスSEC-V型

撮影にあたっては、あらかじめ標定点を遺構面に設置して標高を計測する。この標定点にもとづいて遺構図と集成写真を作成した。なお写真測量の後、補足調査で検出した若干の遺構は図面にのみ表示した。空中写真は第1次調査地域を昭和50年3月28日、第2次調査地域を昭和50年6月4日に、アジア航測株式会社が撮影した。

III 遺跡の概観

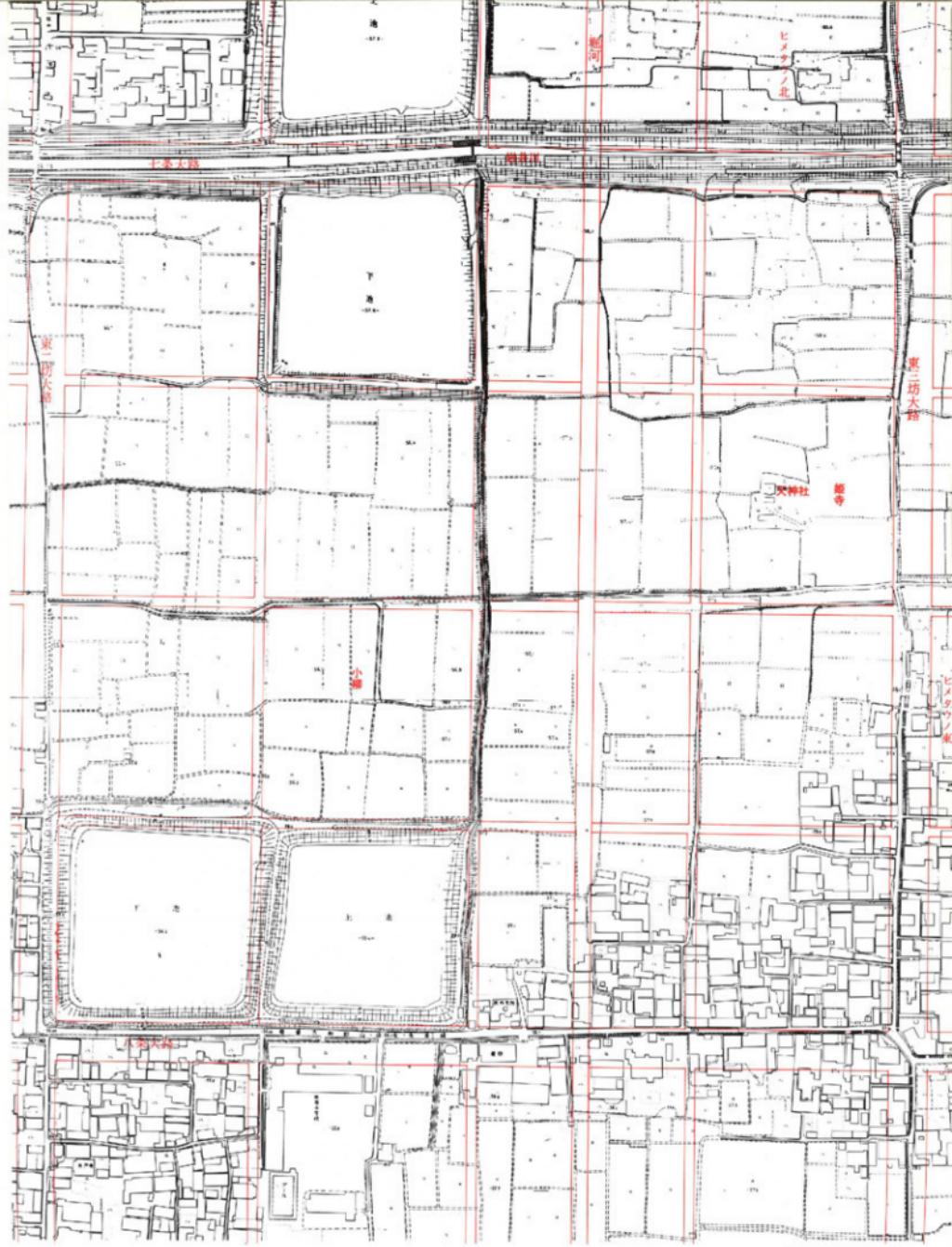
遺跡は大安寺の南方、かつての平城京の七条大路上を東から西に流れる岩井川の南岸に接し、東北から西南方向に緩く下降する標高57mの沖積地である。大部分は水田であるが、畠地および雑木林が混っている。畠地と雑木林は水田面より1m前後高く、川の堤防から西南方向に半円状に延び、末端部では次第に高さを減している。これは岩井川の氾濫によって形成された土砂堆積層で、岩井川が平城京廃絶後に現在の流路に改められた以降にできたものであり、調査中にも砂礫層下に旧水田の柱跡痕跡と水田耕土が認められている。

この地域の小字名は「姫寺」というが、鎌倉時代の『西大寺田園目録』（永仁6・1298）にはこれと近い名称が出てくる。『西大寺田園目録』は西大寺領の田畠の位置を詳細に注記したものの、添下郡の項に「左京七条三坊十三坪内一段字辰市ヒメタウノ北、おなじく「左京八条四坊二坪内一段字辰市ヒメタウノ東テノカイト」とある。前者は岩井川を隔てて北側に、後者は大安寺から南に延びる現道路の東側に該当する。北・東とする位置関係からみてヒメタウ（姫堂か）は八条三坊の東北部にあったことが予測された。現在、調査地に接して南側の水辺中に一段高く土壇状のたかまりがあり、そこに天満宮神社がある。神社の由来は明らかでなく、境内

には江戸時代の神殿と拝殿があるが、後述するように今回の発掘でこの北方に講堂と思われる建物跡が検出されたので、土壇状の境内地がかつての寺院の金堂基壇の上につくられていたことがほぼ確実となった。

つぎに、市域に関する記録では、現在知恩院の所蔵になっている正倉院写経文書の紙背に書かれた「市図」がある。「市図」には縦横各9本からなる線で替盤目状の坪付を示し、うち6区画に「市」の文字を書き記している。一般にはこの図は東市の位置と範囲を示し、条坊の配置から八条三坊五・六・七・十・十一・十二坪の6坪に該当させて解釈されている。また八条三坊の資料に『薬師院文書』がある。このなかの「相模國司牒」（天平勝宝七年・755）には、八条三坊内で、東市の西隣の坪にあった1町規模の相模國の調邸を東大寺が買取ったことを記し、「東西市庄解」（天平勝宝八年・756）には、この土地の東寄りに幅2丈の堀河が南北に通っていたことを記している。市庄解の文書にある「堀河」は從来から、右京西一坊大路の西を流れる堀河（現秋篠川筋）に対応する東堀河であったともいわれている。

以上のような資料によって八条三坊のようすを知ることが出来るが、遺存地割からも大路・小路などの街区の条坊痕跡をきわめて明瞭にたどることができる。



遺跡周辺の地形図

IV 奈良時代の遺構

調査地域は左京八条三坊内の東北4町を占める九・十・十五・十六坪にあたり、坪と坪の間の小路の交叉点を中心して住宅、寺院などの遺構を検出した。主な遺構は九坪の中央を南北に貫流する堀河と坪境いの小路および道路状遺構とその側溝、九・十坪を中心に掘立柱建物90棟余と井戸9基、十五坪の寺院建物跡などであり、これら平城京時代の遺構と重複して弥生時代の小河川、溝、土塹、小ピット群を検出した。

以上の遺構は水田耕土下に堆積する30cm前後の厚さの床土の下にある暗褐色土層上面で検出したものである。暗褐色土層上面は多少の凹凸があるが発掘区の南半部と北半の一部に広がる。発掘北半部の西では茶褐色粘質土に変り、東では灰褐色砂質土に変る。とくに発掘区中央部分には東西方向に流路をもつ奈良時代以前の川の影響で砂層が広範囲にみられる。発掘区全般についてみると遺構面はほぼ平坦で、東北部がやや高く西南方にしたがってわずかに下降するがその差は0.1m程度である。

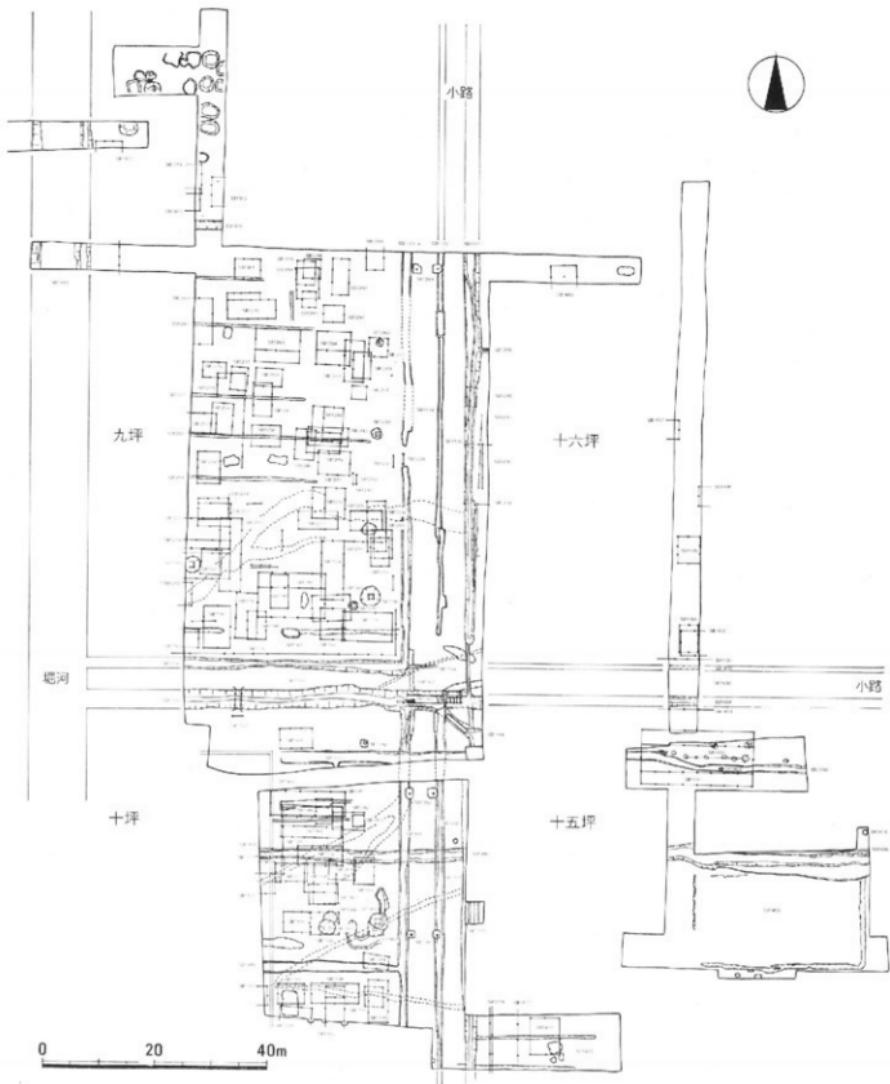
また、発掘区内では、九坪内を東西に流れる旧河川の付近と北端部分には一部整地層がみられたが、広範囲にわたる整地層は存在しなかった。なお畠地部分の川の氾濫堆積土は北になるほど厚く、1.5mから2m程の砂礫層となっており、すくなくとも三回にわたる堆積が認められた。十六坪では砂礫堆積が厚いと同時に遺構面の流出も著しく、この部分の遺構の密度が他に比較して低い

のはこのような理由によるものである。

以上のことから本地域に於ける京造営以前の状況は、細い流れが東北から西南方に数条あるには平坦な地形であったとみられ、京造営時に部分的な削平と整地がおこなわれたのみで、大きな地形の改変はなかったようである。むしろ造営に際して旧河川を廃したことと、排水に問題を生じたものと思われる。

今回の調査で検出した各遺構について条坊遺構と各坪内の遺構にわけて記すことにする。





左京八条三坊九・十・十五・十六坪遺構配置図

堀 河

堀河 発掘区西北の東西トレンチ2個所から、九坪の中央を北から南に縦断して流れる堀河SD1300を確認した。堀河は当初、幅約10m、深さ1.4mの素掘りで、のちに幅約6mにせばめてシガラミによる護岸を行なっている。河底はほぼ平坦で、両岸とも急傾斜の掘込みとなる。東岸の上端は河沿いにある幅3m程の浅いテラス状のくぼみにつながっている。堆積層は両岸近くは粘土層、中央部は砂層で、砂層はシガラミを設けて護岸を施した以前とその後の堆積層の二層に大きくわかれる。上層砂層の下部および下層砂層からは木簡をはじめとして木製遺物、土器、金属器などの多量の遺物が出土した。

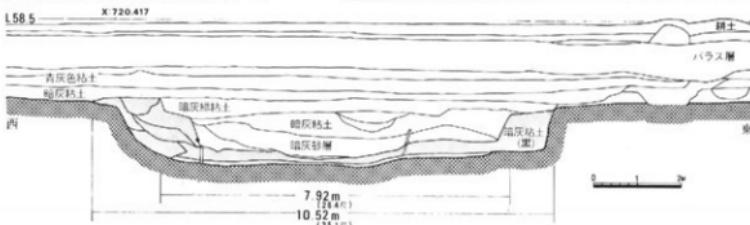
堀河の両岸では柱穴列を数条検出しており、建物あるいは櫛が堀河沿いに接してあったとみられ、したがって堀河向岸近くに道路や築地壠のような施設ではなく、屋敷地が両岸いっぱいに設けられていた可能性が強い。ごく一部の調査におわった北側東西トレンチの堀河西岸地区でも、柱穴多数を検出し、堀河に接して多数の遺構が存在していたことを推測させる。

堀河の廃絶期は遺物から9世紀前半とみられる。

なお、この堀河は水田などの遺存地割からは、南は地蔵院川（京外）まで、北は大安寺の西北までのびており、これが「京内の東堀河に当る可能性が強くなった。



北トレンチ内の堀河（東から）



堀河断面模式図（北側トレンチ）



南トレンチ内の堀河の状況



堀河のしがらみ（東から）



南トレンチ内の堀河（東から）



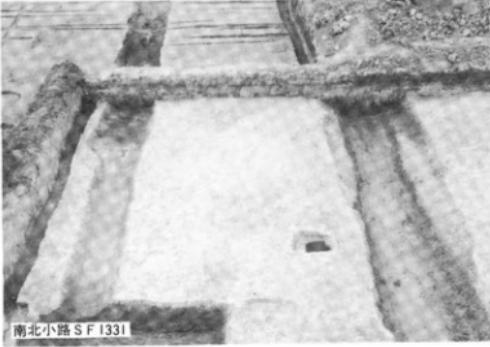
小路と側溝

東西小路 (S F 1160) 九・十坪境の小路で、道路両側に側溝 (SD1155・SD1156) をともなう。南側溝は幅 3.4~3.8m、深さ 1.2m あり西に流れ堀河に落ちる。中央部に十坪内に入る小橋 (SX1157) がある。北側溝は幅 1.2m、深さ 0.4m あり西へ流れる。両側溝の心心幅は 6 m (20 尺) である。



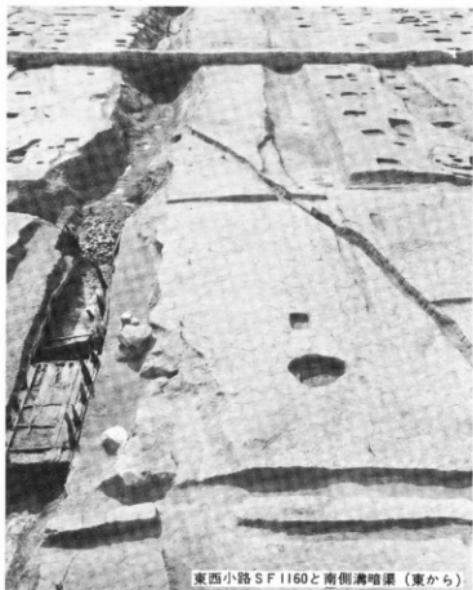
南北小路 SF 1170

南北小路 (S F 1170) 九・十六坪境の小路で、両側に側溝 (SD1171・SD1172) をともなう。東側溝は幅 1.0~3.2m、深さ 0.6m、中央部で溝幅はくびれて細くなる。この部分には桁行 5 間の建物 (SB1234) が重複する。建物柱穴は溝より新しいか同時存在の可能性もある。さらに北側には十六坪内に入る 1 間 × 2 間の橋脚 (SX1240) がある。側溝の南端は溝幅をせばめて東西小路南側溝につながる。西側溝は幅 1 m、深さ 0.3m 前後で東側溝とともに落差はほとんどない。南端は小路交叉部の北側で止まる。両側溝の心心幅は東西小路と同じ 6 m。南北小路の西側には溝 SD1173 で区切られる幅 5 m の道路状遺構 SX1174 がある。西側を限る溝 SD1173 は幅 1.0~1.5m、深さ 0.4m あり、中央部で 3.5m ほどの間がとぎれる。この部分には間口 6 尺 1 間の門 SX1229 がある。また道路状遺構の北端には南北を仕切る形で 2 つの柱穴が東西にならぶ。溝 SD1173 の南端は西に折れて東西小路北側溝につながる。



南北小路 SF 1331

南北小路 (S F 1331) 十・十五坪境の小路で道路両側に側溝 SD1330・SD1334 をともなう。東側溝は幅 2 m、深さ 0.6m で、北に流れ、北端では当初西北方 45 度の方向に折れて暗渠 (SD1166) となり、のちに暗渠は廃されて直進して東西小路南側溝に流入する。西側溝は幅 1.0m、深さ 0.3m 程で北流して東西小路南側溝に流入する。両側溝の心心距離は 6 m。西側溝の西側には九坪の場合と同じく道路状遺構がある。これの西側を限る南北溝 SD1334 は幅 1.5m、深さ 0.2m あり、北流して東西小路南側溝に流入する。道路状遺構上の 2 個所には道を仕切る形で 2 つの柱穴が東西にならぶ。



東西小路 SF 1160と南側溝暗渠（東から）



東西小路南側溝 SD 1155の護岸施設（西から）

東西小路（SF 1430） 十五・十六坪境の小路で、南北トレンチで検出した。南側溝 SD 1404は幅 1.9m、深さ 0.7m あり、北側溝は幅 0.9m、深さ 0.2m である。両溝間は心心で 6 m (20 尺) ある。側溝の外側には十六坪の南面を区画する 7 尺等間の柵 SA 1431 と、十五坪の北面を区画する 8 尺等間の柵 SA 1403 がある。両柵間の距離は 9 m (30 尺) で、各溝心から二つの柵まではそれぞれ 1.5 m (5 尺) ある。

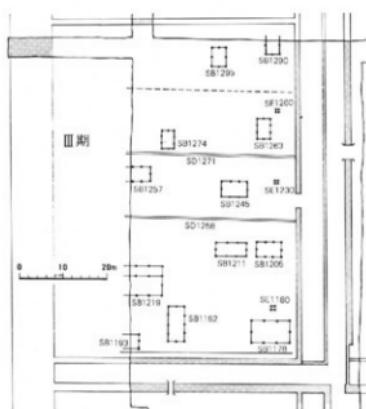
暗渠（SX 1165） 東西小路と南北小路の交叉点で東西小路の南側溝にかかる木製暗渠である。全長 3.1m、幅 1.2m、開口部高さ 0.5m で、南北小路の軸線よりやや西に寄る。構造は、直径 15cm、長さ 1 m の杭を溝内側に五本ずつ対向してならべ杭外側に土留めの横板を重ねて側壁とする。天井は杭に 10cm 角の枘穴を穿ち、角材を差渡して、これに天井板を 9 枚ならべたものである。さらに天井板の上に 0.6m 程の盛土をして暗渠を形成している。暗渠の西端から西へ 6 m の区間の両岸には暗渠と同幅の護岸用側壁が設けられる。なお当初は暗渠ではなく橋をかけていたらしく、北岸に接して橋桁を受けたと考えられる 2 個の礎石がある。

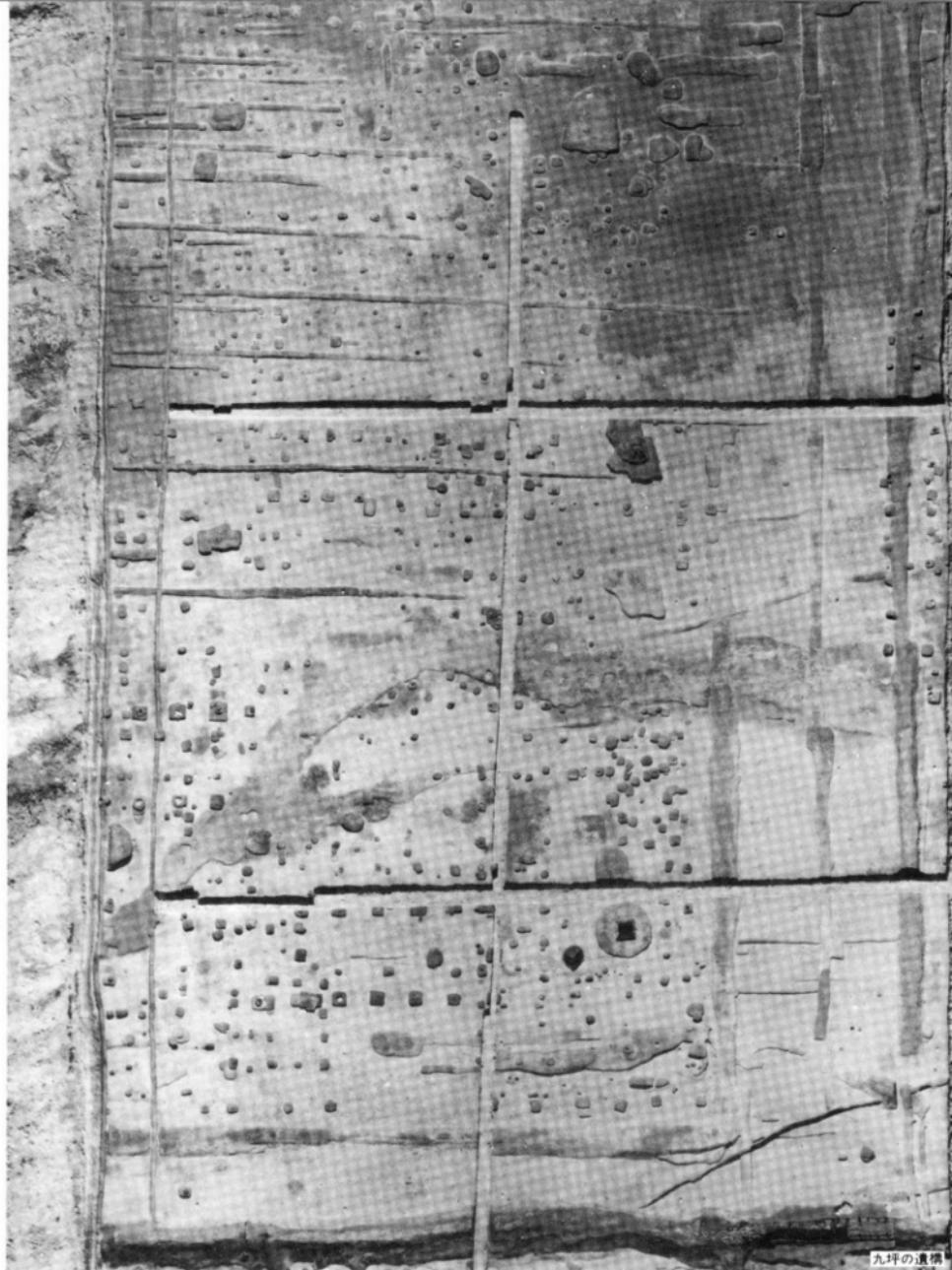
このほかに南北小路 SF 1331 を横切って十坪と十五坪にわたる東西溝（SD 1380・SD 1390）が 2 条ある。南側の溝 SD 1380 は南北小路および道路状遺構西側溝より古く、遺物はきわめて少ない。北側の溝 SD 1390 は東西小路の南約 10m の位置にあって十五坪内ではやや曲折するが十坪まで続き、小路側溝の西方 30m で止まる。南北小路側溝と併存したとみられるが、出土遺物から奈良末のものとみられる。

九坪の遺構

九坪東南部にあたる東西37m、南北73mの調査地内に掘立柱建物45棟、井戸4基、地割り溝などを検出した。屋敷地の状況は、南辺と東辺を道路側溝で区画し、南辺では柵が設けられる。さらに南辺は奈良時代後半になつて屋敷地を縮少して東辺と同様に道路状の空間地を設ける。建物は敷地全般に分布するが、相互の重複関係から五期にわたる代替、変遷が認められた。また一部の建物に重複して東西方向の細溝がある。このうち遺物を含む3本の溝(SD1258・1271・1310)は、南端の東西柵SA1175を加えて、各間隔が南から32m、15m、30mある。これは坪の南北長400尺の丈、音にあたり、堀河と南北小路間にさまれた九坪の東半分の敷地を、2行8門制によって音町、音町に区画する地割の溝であった可能性が強い。

第Ⅰ期 南寄りに音町の宅地があり、北側にそれよりやや大きい宅地がある。南の宅地では中央南寄りに主屋SB1190を建て、その東西に付属屋SB1202・1220・1206と井戸SE1195・1180を配置する。主屋は5間×3間、北廻付き東西棟建物で、付属屋SB1220との配置関係からみると主屋は北側を正面にしていたようである。宅地の入口は井戸SE1180の東にあり、宅地の南面から東面の一部に柵を設ける。東面では柴垣程度の塀を門の両脇に設けていたらしい。北の宅地では、東半部に主屋SB1266と付属屋SB1242・1250・1251・1267の5棟を方形に配置して内庭をつくっている。主屋はその西北隅





九坪の遺稿

に位置し、4間×3間、南廂付き東西棟で、南の宅地に比べて主屋、付属屋とともに規模は小さい。井戸 SE1230 は付属屋 SB 1242 の東にあり、入口は宅地の東南端に設ける。

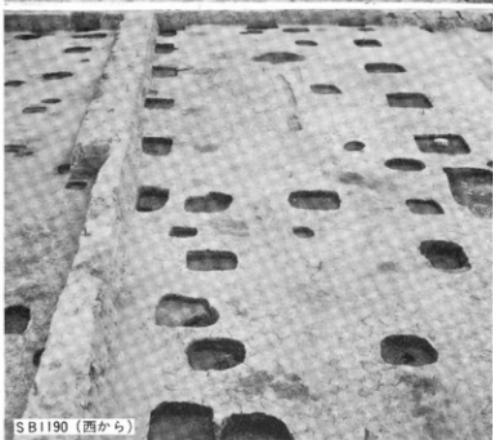
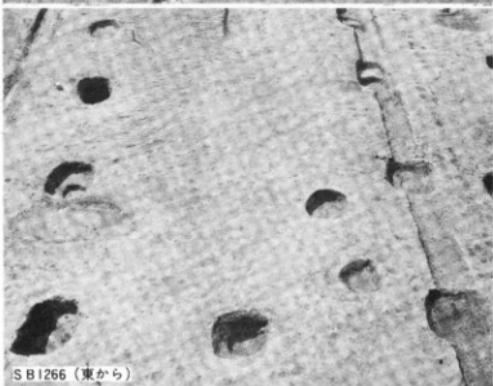
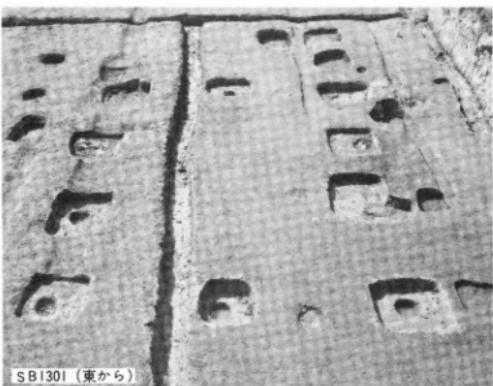
第Ⅱ期 宅地割りは南の吉町は前期の引継ぎであるが、北は分割されて吉町の宅地が三区並ぶ。

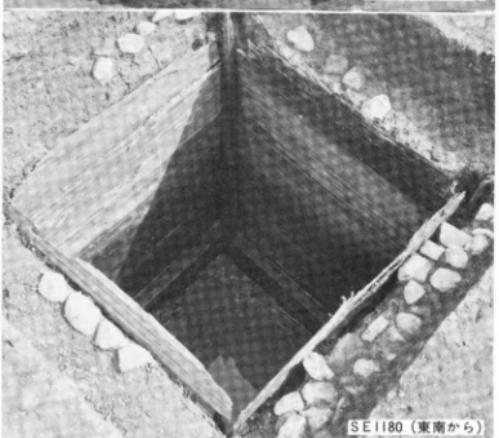
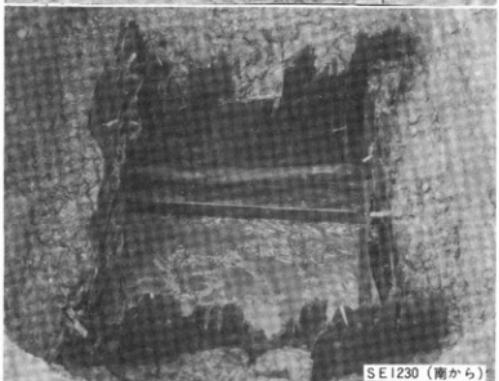
南の吉町では主屋 SB 1222 は宅地の西方北寄りに建てられ、付属屋は主屋の南に SB 1197 と東側に SB 1181・1179・1210 の 3 棟かはば棟を描えて南北に並ぶ。

吉町の宅地 3 区のうち南 2 区にはそれぞれ東側に寄せた井戸と主屋を配り、付属屋は宅地の西半部に置いている。主屋はともに 3 間×3 間の廂付き建物であるが棟方向は異なる。吉町の宅地に比べると主屋の規模は小さくなり、付属屋の数も少ない。北端の宅地では小建物 4 棟で構成され、南の宅地とは配置状況が異なる。

第Ⅲ期 宅地割りは第Ⅱ期と同じである。南の吉町では主屋 SB 1219 はⅡ期の主屋の南に移して建替え、北廂を付ける。付属屋は主屋の南に SB 1192・1193 の 2 棟、宅地の東寄りに SB 1205・1211・1178 の 3 棟を配置する。吉町の宅地では第Ⅱ期のような廂付の主屋ではなく小規模建物数棟で構成される。

第Ⅳ期以後は九坪の南辺に空闊地を設けて、屋敷地を縮少するとともに、宅地割りは乱れて小規模な建物が分散配置し、最末期では建物方位も少し乱れてくる。





井戸 SE 1180 東辺の南井戸で、一边90cm、深さ1.8mの方形横板組である。構造は井戸底に12×6.5cm角の材で土台を組み、四隅に12cm角の柱をたて、各柱の内側2面に掘り込んだ溝に側板を落し込んだものである。側板は幅30cm、厚さ6cmで5段分が遺存していた。井戸底より須恵器、土師器が出土している。

井戸 SE 1230 東辺中央の井戸で、方位がやや傾いている。一边90cm、深さ1.6mの方形縦板組である。構造は10cm角の土台の四隅に直径10cmの丸柱を立て、各柱に上中下3段の柄穴を穿ち、これに両端を尖らせた径6cmの丸材を渡して側板受けの棟とする。各柱間に幅5cm～20cmの板を数枚の重ね置きにして側壁とする。井戸底から須恵器、土師器とともに漆塗小壺が出土した。

井戸 SE 1260 東辺北部にあり、一边1m、深さ1.3mの方形掘形の底に礫を敷きならべ大形の曲物を据えたものである。曲物直径は62cm、高さ45cmあり、側板は三重にかねて桜皮で綴じたもので上下端にタガを巻く。一段のみ遺存している。とくに遺物は出土しなかった。

井戸 SE 1195 発掘区西端にかかるてその東半部分を検出している。方形縦板組であるが、側板が数枚遺存するのみで、底部は砂層に達し、湧水のため調査中に土壁が崩壊し、細部の構造は不明である。掘形は直徑約3mの円形で深さ3.5mある。遺存する側板は幅20cm、長さ1.5mあり、SE 1230と似た構造のものであろう。

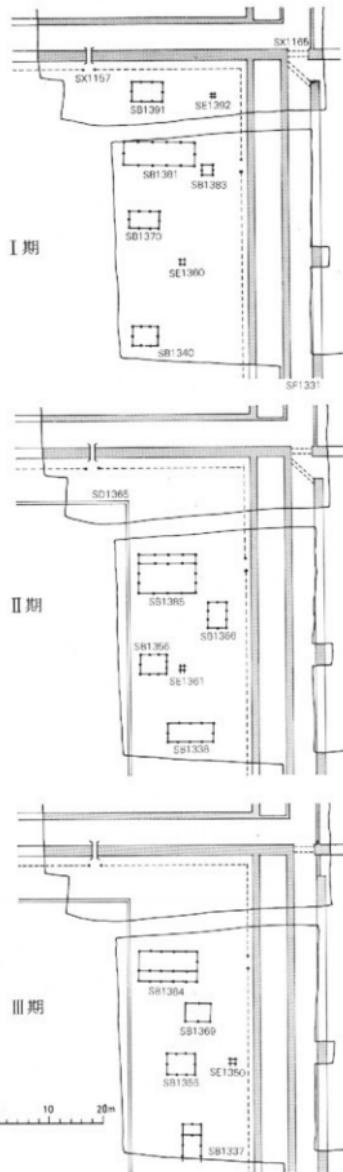
十坪の遺構

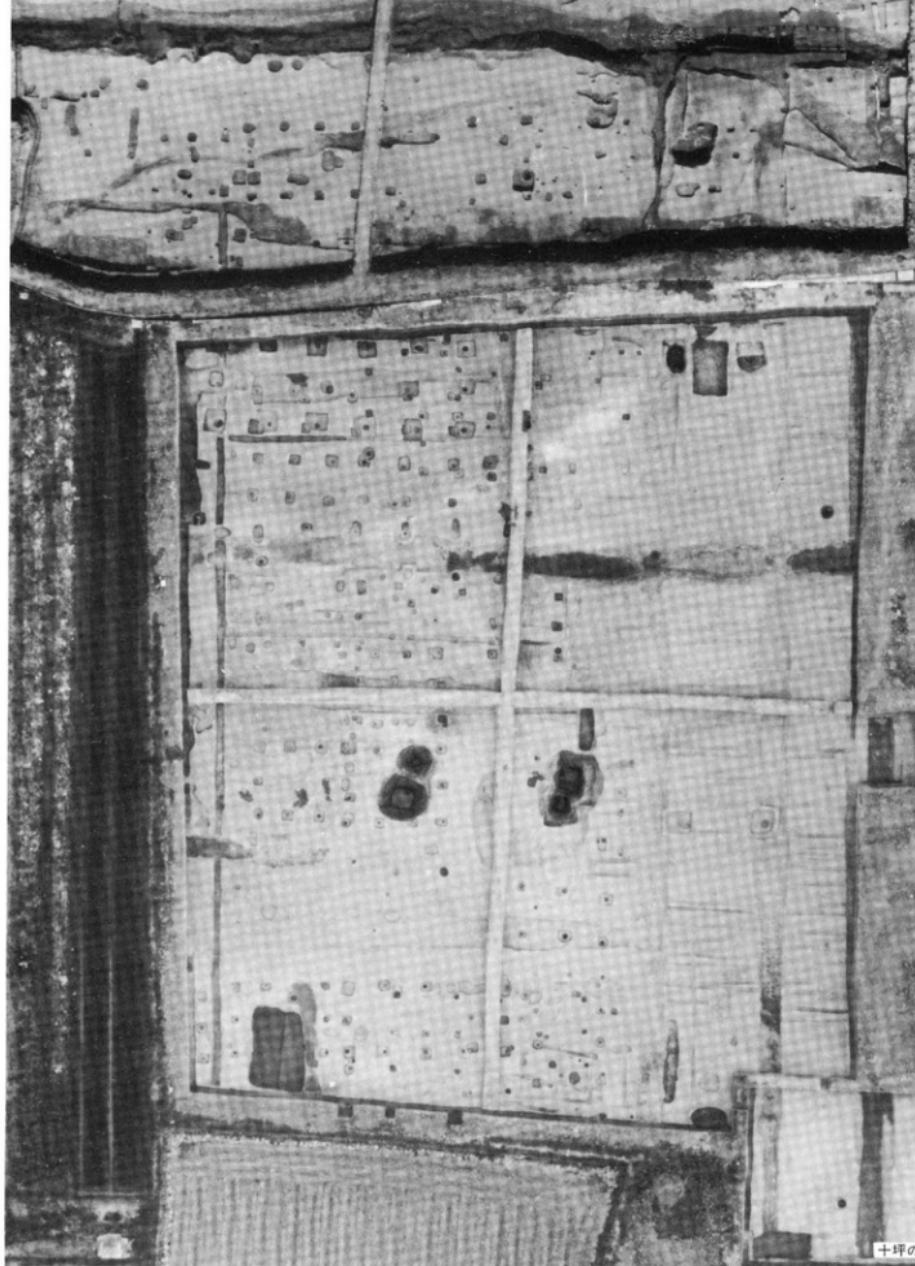
十坪東北隅の東西25m、南北55mの調査地内に掘立柱建物26棟、井戸5基を検出した。坪の東辺は小路との間に道路状の空間地を設け、北辺は東西小路南側溝にかかる橋 SX1157およびこの南側にある掘立柱穴列から無溝に沿った東西に延びる築地のような構造物の存在が想定される。この坪には九坪にみるような東西方向の地割り溝ではなく、発掘区西端に建物群と井戸のある地域の西を限る南北溝 S D 1365がある。この溝は堀河と小路との中间にあたり、小路西側溝から100尺の位置にある。したがってこの溝は十坪を縦に南北に区画する地割りの溝と考えられる。建物群はこの区画内の西北寄りに集中し、建物の重複が顕著であり、五期の変遷が認められる。

北部で重複する建物の前後関係は SB 1381・1385・1384・1382・1386の順に新しくなり、そのうちはじめの3棟は桁行4間ないし5間の扇付き東西棟建物で規模が大きく、この宅地の主屋と考えられる。主屋の南に続く建物群は桁行3間～4間で規模が小さく付属屋であろう。したがって、当地区的建物構成は主屋と付属屋敷棟、井戸1基からなる。

第Ⅰ期 主屋 SB 1381は北廊付きの可能性のある建物で、柱擺形、柱径とも後の時期の主屋に比べて大きく、存続期間も長かったと思われる。付属屋は SB 1340・1370・1383・1391の4棟で、東西棟を南北1列に配列している。SB 1370と重複する SB 1373はこの時期の建替えと考えられる。

第Ⅱ期 主屋 SB 1385は北廊付き建物で、前期より桁行が1間狭く、梁行は逆に1間広くなる。主屋と南方





十坪の遺構

のSB1356と、南東脇のSB1366とで内庭をつくる。

第Ⅲ期 主屋 SB1384は南廻に改め、身舎の梁行を2間にもどして、面積は前期より狭くなる。付属屋 SB1355・1369・1337の配置は第Ⅱ期と同じ構成である。

第Ⅳ期 主屋 SB1368は宅地の中央に移され、身舎3間×2間の南面と西面に廂をもつ南北棟建物となる。付属屋2棟は主屋の北にSB1382、南にSB1335を配する。

第Ⅴ期 桁行3間の建物2棟と桁行2間の建物2棟で構成され、SB1376は規模が大きく主屋と考えられるが廂をもたない。

以上のように家屋の規模、棟数とともに時期が降るにしたがって小さくなっている坪と同じ傾向を示している。宅地割りはⅡ期以後では縦長の市町におさまる家屋配置を示すが、Ⅰ期では市町である可能性が強い。

本地域内には東北隅と中央部に5基の井戸がある。中央部の4基の井戸は2基ずつ重複して設けられ、9m間隔で東西に並ぶ。

井戸SE1350 一辺90cm、深さ3.5mの方形井戸で、長さ96cm、幅20cm、厚さ1.5cmの枠板が8段分残存している。井戸掘形底部の四隅には方形柱の当たり痕跡があることから、井戸構造は九坪内のSE1180と同様であったと推測されるが、土台組を用いずに直接バラス層に枠組をするものである。

井戸SE1354 深さ3.3m、底径0.7mの円錐形掘形をもつが井戸枠は遺存しない。SE1350の掘形できられる。

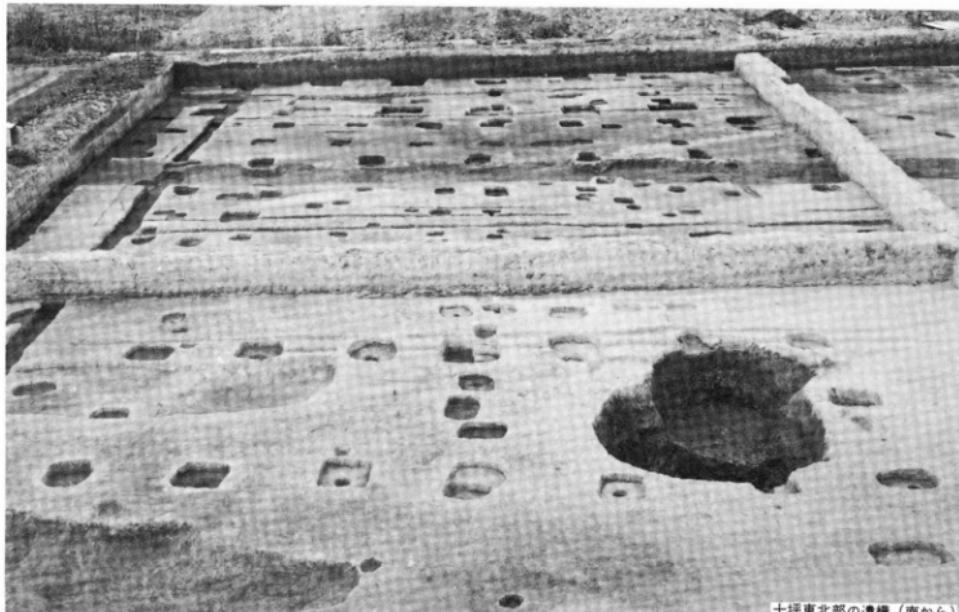
井戸SE1355 深さ3.3m、底が一辺約1mの方錐形掘形を呈し井戸枠は遺存しない。

井戸SE1360 SE1355の北側に接しており、SE1355の掘形に切られている。深さ2.4m、底径40cmの円錐形の掘形で井戸枠は遺存しない。

井戸SE1392 一辺1.1m、深さ0.5mの方形掘形の底中央に直径0.5m、深さ0.5mの円形穴を一段くぼめた中に曲物を置いた井戸である。曲物本体は口縁部の一部分が残存しており、数段の組合せがされていたとみられる。

以上の井戸のうち、SE1350からは奈良時代各期の土器が出土しており、奈良時代末期まで存続したとみられる。他の4基の井戸からの出土遺物は殆どなかった。





十坪東北部の遺構（南から）



SE1361（南から）



SE1350（南から）



十五・十六坪の遺構

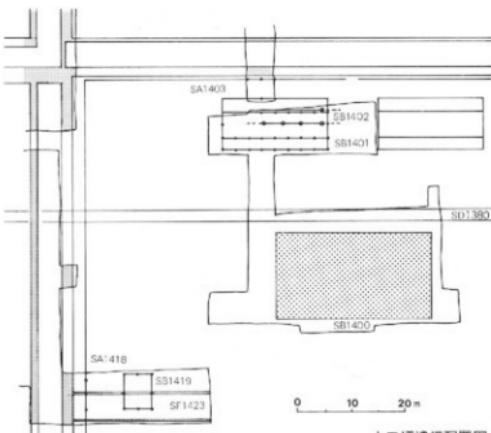
十五坪　坪のほぼ中央には東西40m、南北30m、北高2mの天神社の境内地がある。この土壇の北側に接して推定講堂基壇と、その西北方に僧房、寺域を限る北辺の柵、西辺の柵などを検出した。

講堂SB1400 基壇周辺に瓦を敷きつめた状況で検出されたが、瓦敷きを除去して側溝を検出した。基壇南北幅は16m(54尺)、東西幅は29.5m(100尺)で、基壇の築成は地山上に直接土盛りしたもののようにあるが、礎石痕跡は残存せず、建物の平面規模は判らない。

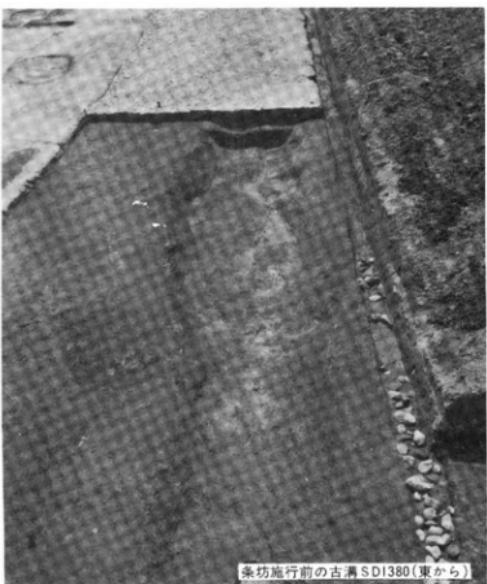
僧房SB1401・SB1402 講堂の西北方にある。SB1401は桁行8間、梁行4間、南北庇付き東西棟掘立柱建物で、柱間寸法は7.5尺等間である。講堂の中軸線の対称位置に東僧房の存在が推測されるが、今回は調査が及ばなかった。SB1402はSB1401に重複してSB1401の廃絶後につくられた礎石建物で、礎石および礎石抜取痕跡を10個所検出したが、規模形式はあきらかでない。礎石列の南側にある雨落溝と東西溝SD1390との関係から礎石建物に变成了のは奈良時代後半頃とみられる。

建物SB1419 講堂基壇の西南方にある梁行2間、桁行2間の南北棟の掘立柱建物で柱間は梁行9尺、桁行9尺である。

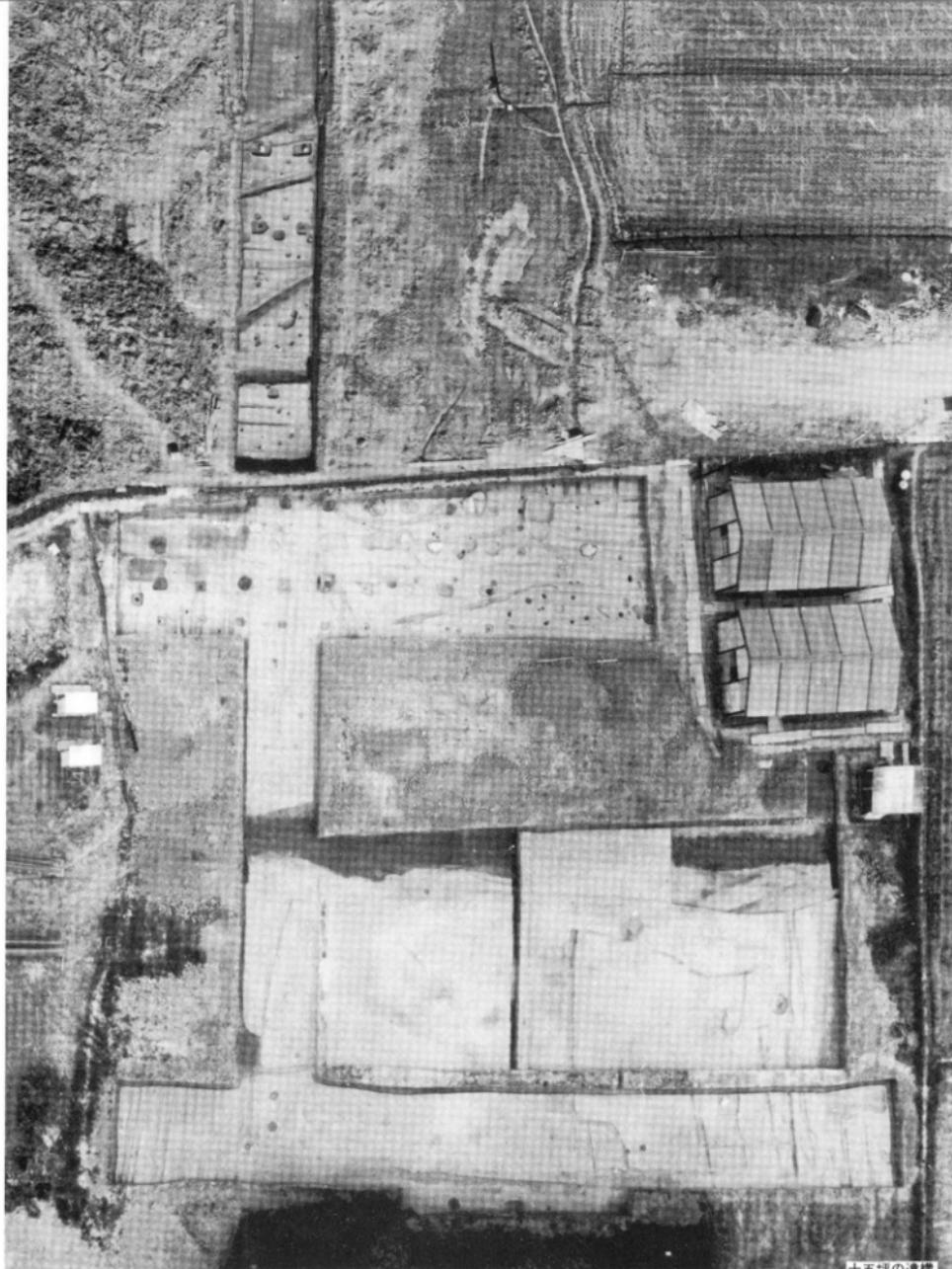
堀SA1418・SA1403 僧房の北側で、東西小路南側溝に接して寺域の北を限るSA1403があり、南北小路東側溝にそって西面を限る堀SA1418がある。いずれも8尺等間で各2間分を検出している。



十五坪遺構配置図



条坊施行前の古溝SD1380(東から)



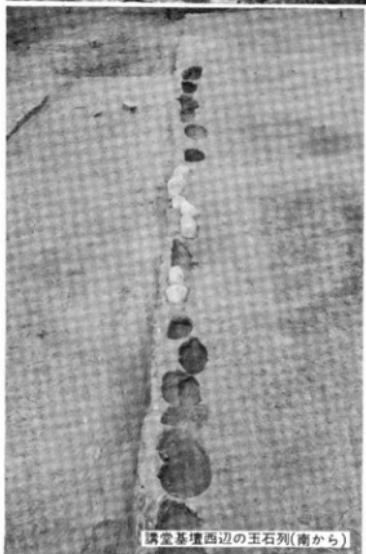
十五坪の遺構



信房の遺構（東から）



講堂の遺構（東から）



講堂基壇西辺の玉石列（南から）



道路状遺構とSB1419（西から）



十六坪遺構配図

道路遺構SF1423 東西方向の道路で、両側に素掘りの側溝を作り、溝心で5mある。十五坪の南北中軸線上にある。ただし、道路の西端の南北小路との接点には門などの施設はなく、道路側溝が南北小路上に延びていることから、この道路は南北小路廃絶後の平安時代に寺域を若干拡張して設けられた可能性がある。

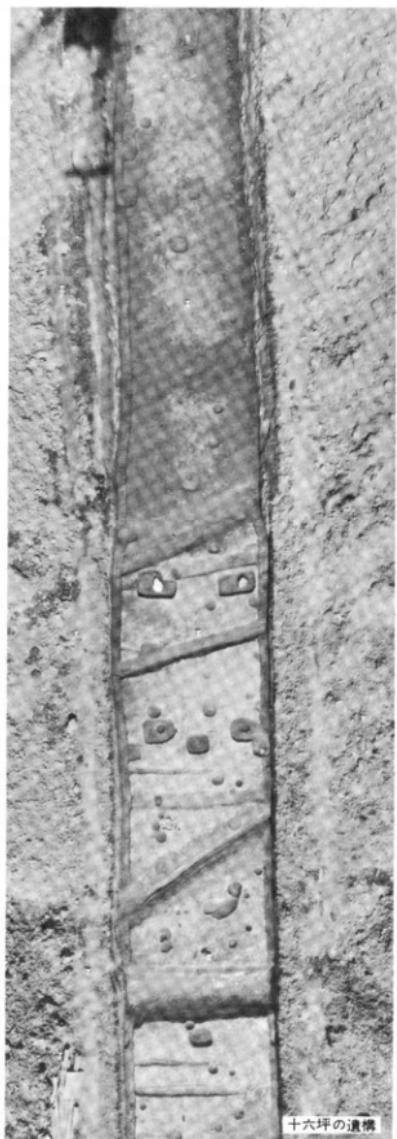
十六坪 坪の南面を境する堀と、坪の西面中央で小路側溝に接してある堀、建物7棟、坪内から小路側溝に流れこむ溝などを検出した。

堀SA1431・SA1235 堀 SA 1431は小路北側溝の内側に沿ってのびるもので2間分を検出している。柱間は8尺等間である。 SA 1235は小路東側溝と併行する6間の堀で、柱間は8尺あり、のちに規模を縮少してSA 1236につくりかえられる。またこの堀はSB 1234と重複するが建物との先後関係については切合いはなく不明である。ただ建物SB 1234については側溝が埋もれた後につくられたものである。

十六坪内方で検出した7棟の建物のうち、規模がわかっているのは3棟に限られるが、規模、柱間寸法などは九坪の建物と共通する小型建物が多い。幅5mのトレンチからの所見ではあるが、建物の密度は九坪より低いようである。なお、南北小路東側溝にかかる木橋SX 1240の北側にある東西溝SD 1285は坪内を仕切る宅地割の溝である可能性が強い。



十六坪内南北トレーニング全景（南から）



十六坪の遺構



SB 1440(南から)



橋 SX 1240と小路側溝(北から)

V 奈良時代の遺物



木 簡

狹長の薄い木札に墨書きしたものが木簡である。藤原・平城両宮跡をはじめ全国諸遺跡で出土しており、平城京内でも、近年各遺跡の発掘調査によって西隆寺跡、左京一条三坊・二条二坊の大・小路側溝などから発見されている。今回の発掘調査でも総計30点の木簡が出土した。

木簡が出土したのは、九・十坪境小路の南側溝SD 1155および九・十坪のほぼ中央を南北に貫通し、東市の重要な運搬路であったと考えられる運河SD 1300（東堀河）からである。以下その主なものにつき触れてみる。

SD 1155からは25点出土したが、断片、削片が多い。うち暗渠 SX 1165の西側にある杭列間の暗灰色粘土と砂質土からのものは15点を数える。

(1) • □□国□□□

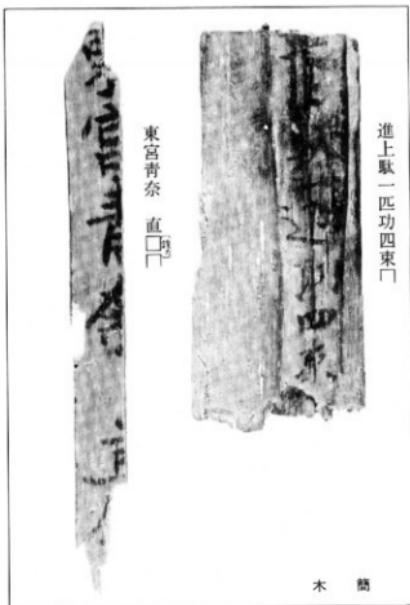
• □□郷戸主別公小足戸^(主記) 151×15×6 6051*

この木簡は地方からの貢進物につけられた荷札で、戸主名のみ判読できる。他に「□ 四月十五日」[(139)×10×5 6019 「□君万呂」 80×80×(1) 6081] や「養」・「尾」などの文字を書き連ねた習書木簡 [(340)×(18)×4 6019] がある。 SD 1155の暗渠西側以外のところでは

(2) 進上駄一匹功四束□ (85)×35×6 6019

(3) 東宮青奈 直□^(主記) (120)×(11)×2 6019

がある。(2)は某所へ進上する駄の功貨を記したものか。平城宮木簡でも書出しに「進上」、裏面に日付のあるものがある。(3)は東宮（皇太子の宮）に供される青奈（青菜）の値段を記したもの。(天平11年頃で束別2~3文)。他に「道」「為」の習書木簡 [(171)×39×15 6019] などがある。



木 簡

一方運河 SD 1300の堆積層暗灰色粘土と砂層からは

(4) □年料在油一斗三升□

□九年九月廿五日 (155)×(29)×4 6019

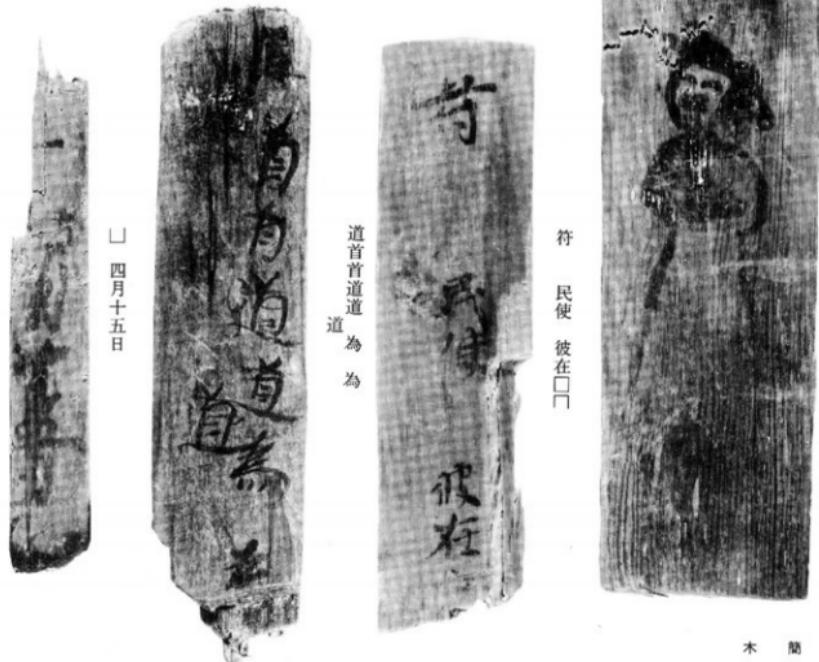
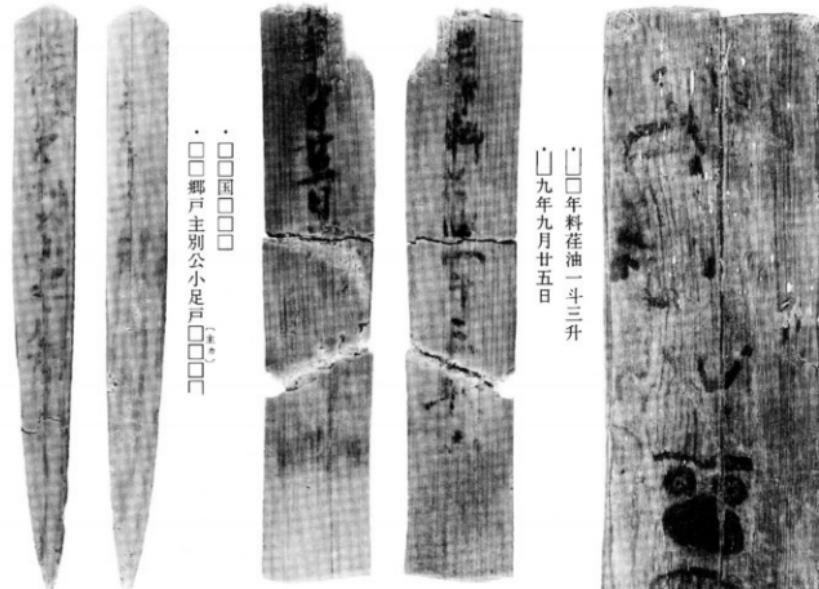
(5) 符 民使 彼在□

(158)×40×5 6019

や「□百廿文□」[(199)×(11)×10 6081]、「□□□六果薬□」[(83)×(21)×4 6081]など5点出土している。(4)は某所の一ヵ年分のエゴマ油の量を記した文書木簡で、荏油は延喜式では美濃などから中男作物として貢進されている。年紀は「九年九月」とあるから天平か。(5)は符の形式の文書である。

木簡ではないが、SD 1155から、短冊形の板に人の姿を描いたもの2点と、紙片3点も出土している。(39頁参照)

* 長さ×幅×厚さ（単位mm）で寸法を示す。（ ）は欠損につき原寸法不明を表わす。型式については『平城宮木簡解説 I・II』参照のこと。



□ 四月十五日

□□國□□
□□鄉戶主別公小足戶(家)□□□□

□□年料荏油一斗三升
□九年九月廿五日

瓦 塚

多数の丸瓦平瓦とともに軒丸瓦23種68点、軒平瓦21種 225点、鶴尾1点、道具瓦、壇少量が15坪を中心として出土した。

軒丸瓦には7世紀前半のものが2種ある。1は素弁八弁で角張った弁端に珠文を配す。蓮弁中央に稜がある。中房は突出し、蓮子1+4をもつ。同范瓦が横井廃寺で知られている。2は素弁十弁で弁端に切り込みをもつ。中房はかるく突出し、圓線がめぐる。蓮子1+5をもつ。丸瓦部は玉縁をつくらず、行基弁である。凸面に繩叩き目をもつ点が注意をひく。同范の瓦が海竜王寺にある。

3は7世紀後半の瓦である。中房は大きく、蓮子1+6+12をもつ。外縁は傾斜縁で面違い鋸歯文22がめぐる。行基草である。同范瓦が海竜王寺、興福寺から出土している。出土軒丸瓦の41%をしめる。これと組み合う軒平瓦は4の四重弧文瓦である。幅の広い段顎をもつ。顎下面の数個所には本体に達する円孔があり、これに粘土をつめ込んで焼成している。顎の剥離を防ぐための特異な技法といえる。凸面に繩叩き目を有するものと格子叩き目のものがある。粘土板桶巻作りである。出土軒平瓦の77%をしめる。

8世紀の瓦は量的に少ないが、種類が多い。その多くは5~7、9など平城宮所用瓦である。外縁素縁の8、興福寺の創建瓦10など軒丸瓦11種、軒平瓦16種に及ぶ。

以上出土した瓦の大半は7世紀の瓦であり、その多くは「姫寺」地区から出土しており、この寺の創建がその時期にさかのばることを示している。なお付言すればこの瓦は横井廃寺(奈良市)、海竜王寺、興福寺と同范関係にある。



1



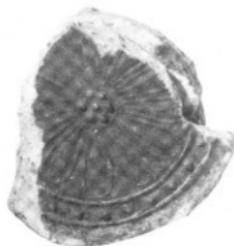
2



3



4



5



6



7



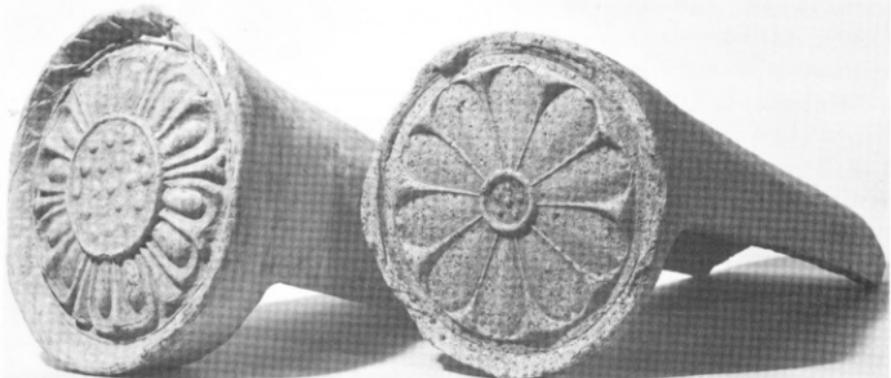
8



9



10



11

○ 土 器

奈良時代から平安時代に属する土師器・須恵器・黑色土器・施釉陶器が各種の遺構にともなって出土している。

なかでも東西小路南側溝 S D1155と堀河 S D1300の出土土器は全体の8割を占める。うち、SD 1155の土器は奈良時代中頃の時期のものが主体で、土師器がほぼ60%、須恵器が40%、少量の施釉陶器の組み合せとなっている。また用途別では供膳用土器がもっと多く、ついで煮沸用土器、貯蔵用土器、特殊土器の順となる。

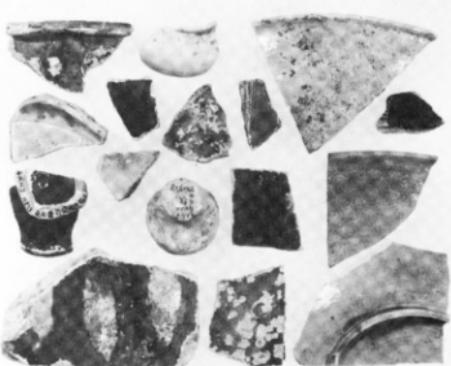
施釉陶器 中国製青磁や三彩、二彩、緑釉、灰釉がある。中国製青磁は高さ22cmの四耳壺で、底部および体部下半はヘラ削りによって仕上げられ、体部上半から口縁部内面に鶯色の釉が施される。越州窯系の製品と思われ、奈良時代の遺構から出土した資料としてはまれな例である(S D1155出土)。三彩には鉢、薬壺の蓋がある。いずれも小片であるが、内外面に褐・緑・白の三彩釉を施す。二彩には花瓶、多嘴壺がある。花瓶は脚部片で内面は緑釉單彩を施す。緑釉には、碗・皿があり、灰釉には碗・皿・淨瓶があつて、いずれも平安時代のものである。

SD1155出土の土師器 供膳用土器55%、煮沸用土器40%、その他の特殊な土器5%で構成される。供膳用土器には大小の杯・皿・碗・高杯・鉢・盤・蓋がある。各器種とも外面をヘラ磨きしたものが多く、さらに杯・皿・高杯の内面は螺旋暗文+放射暗文で飾られたものが多い。また杯・皿の中には燈明皿として使用されたため、口縁部に煤の痕跡をとどめたものがある。

煮沸用土器には大小の甕・鍋・瓶・甕がある。いずれも外面が焼けたり、煤が付着したもので、実際に使用されたことを示している。大型の甕には両側に把手の付くものと付かないものがある。小型の甕には把手は付かないが、片方のみに太く長い把手の付くものがある。このほかに粘土紐の痕跡を明瞭に残す粗製の鉢形土器がある。



SD 1155出土青磁壺



SD 1155ほか出土施釉陶器



SDII55出土の土師器（食器）



SDII55出土の土師器（甕と鍋）



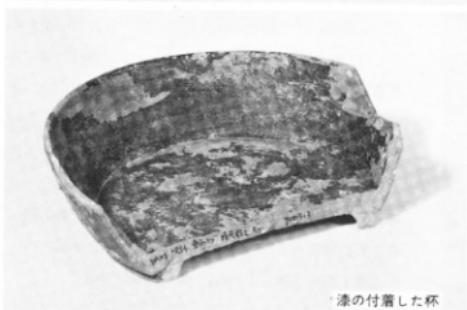
S DII55出土の須恵器（食器）



S DII55出土の須恵器（各種の壺）



円面硯



漆の付着した杯



漆の付着した壺

SD1155出土の須恵器 供譲用土器70%、貯蔵用土器20%、その他の土器10%で構成されており、煮沸用土器はみられない。

供譲用土器には大小の杯・皿・椀およびそれらの蓋・高杯・鉢がある。杯・皿の中には釐明皿として使用されたものがあり、杯・蓋には硯に転用されたものがある。

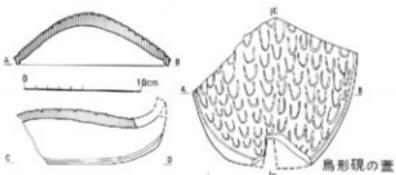
貯蔵用土器には藥壺形土器・広口壺・小型広口壺・耳壺・長頸壺・小型瓶・淨瓶・横瓶などの壺瓶類と甕がある。長頸壺には内面に漆の付着しているものが多い。

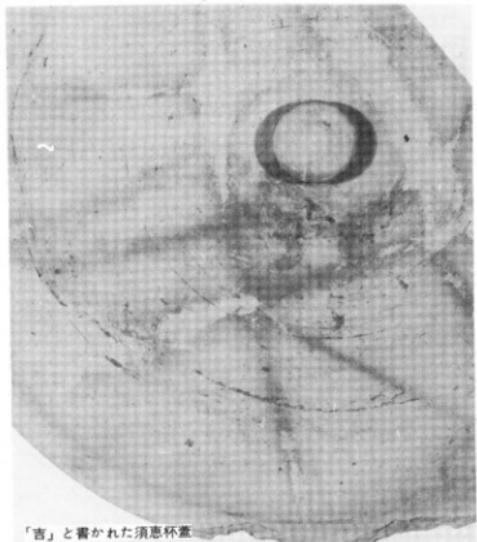
このほかに鉄鉢形土器、大小の平瓶、播鉢形土器などがある。

硯 須恵器の円面硯8点・鳥形硯の蓋1点が出土した。ここにあげた円面硯は高さ6cm、外径13.2cmで、裾ひろがりの圓台には方形の透しを8ヶ所あける。陣部とその周囲をめぐる海部に薄く墨が残る（SE1350出土）。

鳥形硯の蓋は、頭部を欠失するが、平面形は楕円形を呈し、尾にある部分には切りこみをいれている。上面では端部と平行に沈線をめぐらし、その内側にU字形のヘラ刻沈線を施することで羽毛を表現している。

漆付着土器 黒色ないし暗褐色を呈する漆の付着した土器が250点出土した。須恵器では長頸壺などの壺類と杯・皿・蓋類および鉄鉢形土器にみられ、土器では杯・皿のほかに小型の粗製鉢形土器にみられる。杯・皿には内面と底部外面に付着し、口縁外面に付着するものは少ない。長頸壺では内面のみに付着している。鉄鉢形土器には内外面に均一に付着している。漆付着土器は長頸壺のように漆を入れる容器、杯・皿・蓋のようないかで漆を使用する際のパレットに利用されたもの、鉄鉢形土器のように漆を塗ったものなどに分類できる。





「吉」と書かれた須恵杯蓋



人の顔が描かれた土器

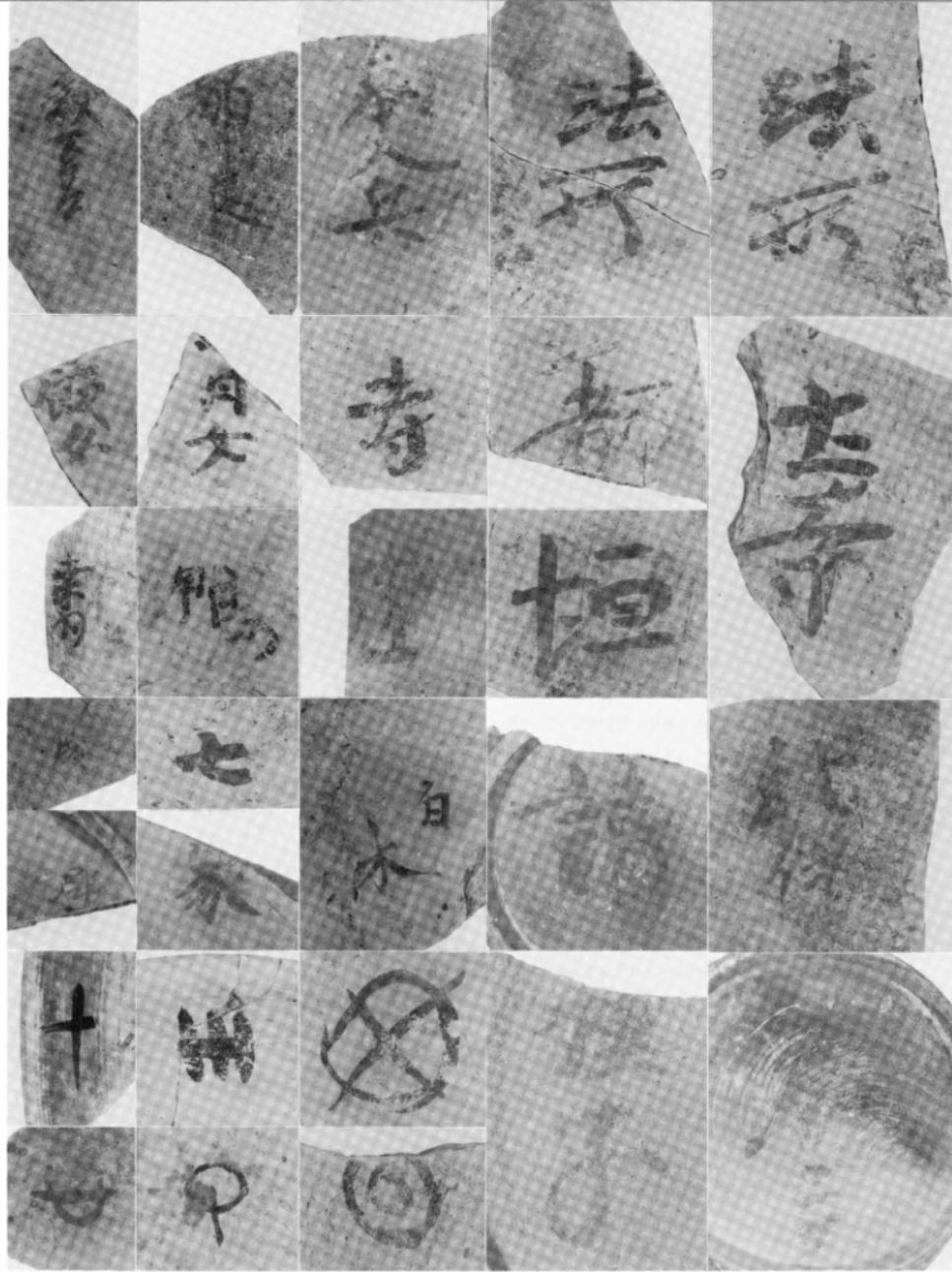
墨書き器 文字ないし記号を土器に墨書きしたものが約500点ある。このほとんどがS D1155・S D1300から出土した。土師器と須恵器が各半数あって、器種別では供膳用土器がもっとも多く、煮沸用土器、貯蔵用土器、その他の土器、器種不明の順である。供膳用土器のうちでも、墨書きのある土器は杯・皿および杯や皿の蓋がほとんどで、高杯・鉢・盤などの比較的大型の器種は少ない。墨書きの位置は、杯・皿では底部外面、蓋では頂部外面、甕などの煮沸用土器では口縁部かそれに近い体部外面、貯蔵用土器の蓋類では底部外面の場合が多い。

墨書きでまず注目されるものに、「法所」・「土寺」・「寺」・「堂」・「紀伊」・「都」・「郡」・「家」・「垣」(いずれも S D1155出土)などがある。「土寺」は十六坪で検出した寺院跡と関連する名称であろうか。「法所」は寺院の“法院”と関連する用語ともとれるが、法用司(統紀和銅2年3月)なる官司があるよう、法所は品物の規格をつかさどる官署を意味するのかもしれない。

人名・物の名を表わすものには「桑内」・「秋万呂」・「□月女」・「姫女」・「都良」・「鴉」・「種子」がある。「桑内」は桑内連か。土器の容量を表わすものに「三合二勺」がある。「□奉入兵」は上につづく文字が欠損しており、意味未詳。このほかに「讀」・「万」・「歲」など一字のみのものや習書のものがある。

記号には「○」・「せ」・「#」・「升」・「十」・「◎」・「⊕」などがあるが、これらの記号が特定の土器に集中する傾向はみられない。

このほかに、特殊な例として土師器の甕の内面や土師器の皿の底部外面に人の顔を書いたものがある。



各種の墨書

人面土器 土師器の鉢形土器の外面に、顔の輪郭・耳・眉・目・鼻・口を墨書きした人面土器が S D 11155、S D 1300から70点出土した。人面は土器の体部の二面あるいは四面に描かれるが、目鼻を誇張し、髭を加えるものなど、表情は様々である。人面土器は一般の鉢形土器と異なり、刷毛目などの調整は行わず、粘土紐の痕跡を明瞭に残している場合が多い。口径16cm前後、高さ8.5 cm前後のものが多い。このほかに、体部に数条の界線を墨書きする鉢形土器がある。形態および製作手法は人面土器と同じであり、同様の性格をもった土器とみられる。

このような人面土器は長く思う人の靈を土器に封じて水に流し、病気回復を祈る儀礼に使用するといわれる。

土馬 土師質の土馬が小片を含めて 224 点ある。S D 11155、S D 1300から出土した。弯曲する体部に棒状の四肢をとりつけ、竹管文で目をあらわす。鼻口は省略される。背中に粘土紐を貼りつけて鞍をつくるもの、指押えで鞍をあらわすもの、鞍のないものの三種がある。うち、鞍の表現のないものが大部分である。いずれも意識的に破壊したらしく完形のものはない。最大は体長17cm・通高18cm、最小は体長11cm・通高7cmである。

土馬は雨乞いのような祈雨祭祀に用いられるものであるが、祭祀遺物としてははかに小型の土師質の龜形土器や小型の手づくね土器がある。



人面土器の表情



土馬



各種の人面土器



二面に描かれた人面

漆 器

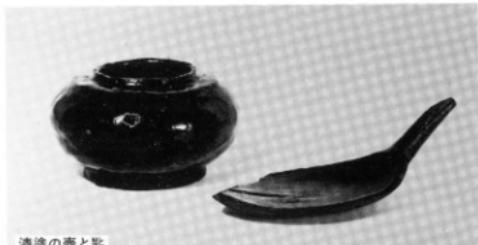
小薬壺 扁球形の器体に直立した短い口縁と低い高台をつけた小型の壺。肩部は水平で幅が狭く、胴部との境に稜をもつ。内外全面に黒漆がかけてあり、素地や下地加工については不明である。外観から判断する限り、塗りが不均等であり、表面の凹凸が著しいなどの点で、木胎焼成製あるいは鉄鋳製である可能性が強い。胴部最大径7.0cm。S E1230出土。

匙 全面黒漆塗りの木製の匙。木葉形の匙に40度ほどの角度をもって共柄がつく。柄先は折れてなく、また匙の先端部も欠けるが、匙復原長は6.8cmほどで、大きさ、形状ともに正倉院の佐波理匙に類似している。広葉樹板目材製。下地塗りはないが、つくりは精緻である。S D 1155出土。

漆皮箱 牛あるいは鹿の皮革を型抜きしてつくった箱の内外面に黒漆をかけたもの。有機質の皮は腐ってなくなり、今はその両面に塗った漆の膜だけが残っている。遺存部分が僅かなので、全形をうかがうことはできないが、口縁部は外へ折り曲げる所以2重になる。身の高さ5.4cm。SD 1155出土。

冠帽断片 荒目の編物に黒漆をかけたもので、大小十数種の破片となって出土した。もとの形は判らない。精粗様々の編目が観察されるが、冠各部の曲率の差による違いであろう。正倉院御物および平城宮跡出土品中に類例がある。S D 1155出土。

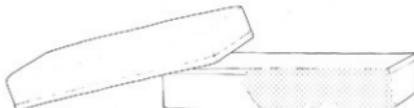
その他の漆器 以上の他に、皿片、細棒片などの漆器がある。いずれも黒漆塗りで、朱漆器は含まない。



漆塗の壺と匙



漆皮箱



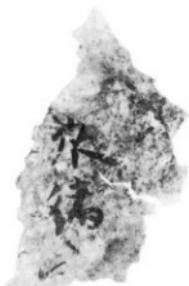
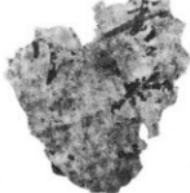
漆皮箱の復原図



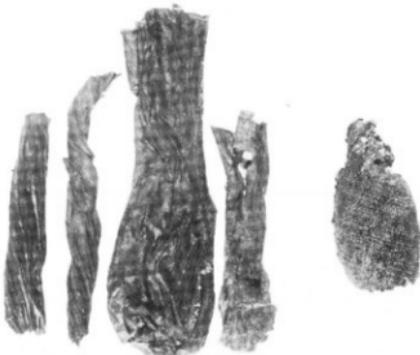
冠帽断片



紙・布



紙片



綿布

麻布

紙 S D 1155から比較的まとまった状態で紙片数枚が出土した。写真に掲げた3点には墨書による文字がのこっている。そのうち一片では「水猪」と読める。何等かの文書の断片であろうが、意は通しない。反古となってすられたか、あるいは出土した紙片にはすべて漆と考えられる樹脂状物質が付着しており、漆をいた容器の覆いなどとして再利用されたものと思われる。奈良時代には3種の紙を用途に応じて使い分けていた。経典には麻紙、文書には楮紙、そして楮に雁皮を混ぜた紙はそれらの両様に用いられたのである。本例の紙質に関しては、正式な分析を経たものではないが、楮を原料とした「般紙」である可能性が強い。

布 写真的右は麻、左は綿と考えられる布片である。どちらも漆あるいは膠によって固まり、黒褐色に変色した状態で出土した。麻布は平織りで1cmあたり経糸11本、緯糸9越を数え、織糸の密度は精粗の中間にあたる。当時の麻布としては良品であろう。麻には大麻と苧麻があるが、本例は苧麻製と思われる。細片であるため、どのような用途に用いたものか不明。綿は5片出土した。すべて平織りで、1cmあたり経糸、緯糸とも24本ある。蚕糸による平組織の織物には綿と綿がある。本例は綿に相当するものであろう。いずれも断片で、長さ、幅は復原し難い。また、先述のように変色が著しく、染色の有無は不明である。紙の場合と同じく容器の覆いなどとして利用したものであろう。麻、綿共にS D 1155出土。

 木製品

人形 細長い薄板を加工して頭・胴・手足をつくり、墨で顔などを表現したもの。身に生ずる繊れをこれに托し、水中に投じて祓い流す、まじない用の人形である。SD1155から3点、SD1300から2点出土した。前者は頭頂が尖り、首部の切り欠きが均整な三角形状をなすもので、奈良時代前半に比定できる。SD1300出土の2例は頭頂が平らかで、首部の切り欠きの上方が大きく、しかも顔の表現が写実的であり、奈良時代末ないし平安時代初頭まで降ると考えられる。

削掛け 短冊状薄板の上端を圭頭状、下端を剣先形に削り、両側邊の対称位置に数回の切り込みを施したもの。今日の幣の役目をはたしたもので、水の祭祀に使ったと考えられている。SD1155から22点、SD1300から4点、SE1350から3点の計29点の出土をみた。切り込みの位置と数により、B₁（両側邊頭部近くに1回）、B₂（頭部両端近くに1回）、C（両側邊に2回以上）の3型式に分類できる。SD1155・SE1350はB₁を主としB₂・Cを若干含むが、SD1300はB₁を全く含まず、B₂・Cのみである。人形において見たように、SD1155と1300の間には古・新の時期差をみとめるとすればB₁はB₂よりも比較的古い型式であると言えよう。

笄 細い丸棒の一端を残し頭部とし、他を削り細めたもの。下級役人が冠帽を櫛にとめるために用いた。SD1155・1300から各1点出土。

櫛 細い歯を鋸で挽き出した横櫛。SD1155から4点、SD1300から3点出土した。平面形は長方形で、3cmあたりの歯数は26~30本である。ツゲ製（写真左）とイスノキ製（同右）があり、前者はムネの頂が平坦、後者は山形で中央に稜が通り、両肩がやや丸味を帯びる。

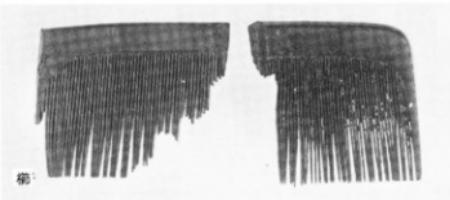


人形



削掛け

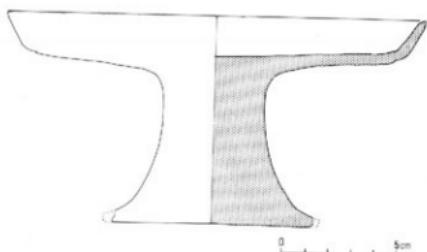
笄



櫛



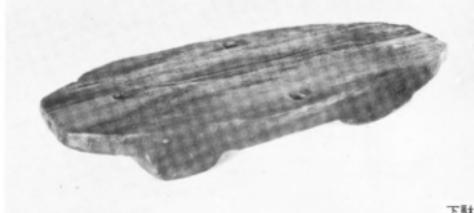
盆と杓子



高杯実測図



曲物



下駄

盆 ロクロ挽きの白木の盆。外底に低い高台がつき、中央に十字形の焼印をもつ。広葉樹の横木取り板目材製。直径29.3cm、高さ2.3cm。SD 1155出土。

杓子形木器 長方形の板材を加工し、匙形の身と共柄をつくり出した小型の木器。身の先端が尖るものと、半月形に丸まるものがある。いずれも身は凹面をなさぬが、匙の機能をもったものであろう。他に同様なつくりだが、より大型で身の先が直線的なものがある。これは飯しゃもしであろう。SD 1155・1300から5点出土した。

高杯 ロクロで挽き出した白木の高杯。杯部の一部と脚が残り、図のように復原できる。脚の内部を未だ割り抜かぬ未成品であり、本来は漆塗りになるはずのものであろう。広葉樹材を横木取りする。復原口径18.2cm、高さ9.1cm。SD 1300出土。

箸 木材を小割りにし丸棒状に削ったもの。両端を細目にするが、本末の区別はない。今日の祝箸に似る。完成品が1点あり、長22.3cm、径0.6cm。SD 1155出土。

曲物容器 ヒノキの薄板を円筒形に曲げ、棒縫いしてとめた側板を、厚手の円形底板に木釘などで固定したもの。側板を備えたもの3点、底板だけのもの20点が出土した。写真の曲物は内面に厚く漆がこびりついており、後述のように漆器工房で用いた可能性が強い。他は食器容器などとして用いたものであろう。尚、側板に方孔を穿った例および底板中央に円孔を有する例がある。前者は杓、後者は籠（蒸籠）あるいは孔に紐を通して用いた蓋などの蓋であろう。SD 1155・1300、SE 1230出土。

下駄 2枚歯の下駄。台は隅丸長方形で、前方に1孔、後方に2孔の鼻緒孔を穿ってある。歯は盤で切り欠いてつくり出す。磨減が著しい。針葉樹板目材製。長26.0cm、幅10.9cm。SD 1155出土。



銭貨・金属製品

和同開珎 SD 1155から23枚、SD 1300から14枚出土した。すべて鋳上りがよく鋳文は全体に角ばかり、画線が比較的細く、また開を「開」につくるなど、A型式に属する特徴をもっている。SD 1300出土品のうち3枚は鋳造後の鍔や盤による整形を経ず、周縁にバリをつけたままの鋳放し錢である。未成品が出土したことは、錢を製作する役所である鋳錢司がSD 1300の上流域にあったことを示すものであろうか。

神功開宝 SD 1300から5枚出土した。すべて開の字を「開」、功の旁を「刀」につくり、功が大きく幅広であり、A型式に属するものである。

帶金具 唐制に倣って官人の用いた腰帶の飾金具(鉢)である。一本の帯は鉢具と鉢尾との間の革帶に丸鉢・巡方と呼ぶ形の異なる2種の鉢を計12個配し、同形の裏金具を帯裏で紙留める。鉢には大小各種があるが、一帯に用いる鉢の大きさは均一に揃え、位階によって大小の差をつけた。SD 1155・1300から鉢具5、丸鉢8、巡方11が出土した。大きさに4種あるが、どの種にも漆膜を残す例が多く、六位以下の官人が佩用した黒漆塗りの「烏油腰帶」の鉢に該当すると考えられる。

銅鉢 頭と脚を一体に鋳出した飾鉢。頭は半球形、脚は逆角錐形を呈する。SD 1155・1300から各1本出土した。長さ3.8cmと3.3cm。

金銅座金具 薄い板金製で中央に円孔があく釘の座金具。SD 1155より2枚出土した。円形および花弁形をなし、共に僅かに鍍金の痕跡を留める。径2.3cmと2.0cm。

海老鉢 海老に似た形の鉄製の鉢前。牡牝2つの金具より成り、図の如く點と呼ぶ鍵にあたる金具が加わり一セットになる。出土したのは牡金具の一部で、施鉢のためのバネが4枚残っている。残長9.0cm。SD 1300出土。

鉄釘 鋳造の角釘。破片を含め25本出土した。方頭が多く、大釘・折り釘および鍵が少数ある。長さは14.0~4.9cmと様々である。

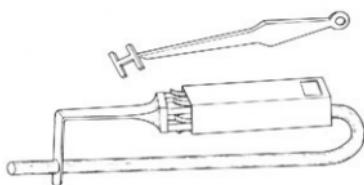


錢貨

帶金具

座金

海老鉢



海老鉢模式図



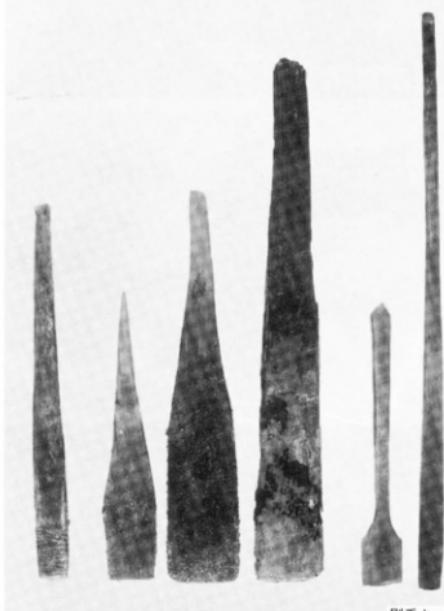
るつぼとふいご

工房関係の遺物

金属器工房 鋳造に用いた坩埚・鑄の羽口・鑄型、製作時に生じた鉛滓、板金の切り屑、佐波理片などのほか製品を研磨する砥石など、金属器を製作する工房の存在を示す遺物が、主としてSD1300より出土した。また、前項でとりあげた鋳放し銭もこの範囲に属する遺物である。坩埚は砲弾形の底部が残る。堅体は砂粒を多く含み厚く、外面から斜格子タタキ目で叩きしめてあり、内面は釉のかかったように透明な被膜で覆われている。鑄型には銅・鉛の合金に微細な砂を混入した金型と砂型の2種がある。どちらも破片であり不確実だが、前者は割れ目に甲張が残るので、円筒形状の銅製品を鋳たものと思われ、また後者は鐘のような底の丸い器物を鋳造した外型と推定できる。

漆器工房 塗漆用の刷毛、漆搅拌用の箆、同じくその容器がSD1155より出土した。刷毛は幅1.2cm、厚0.5cmほどの細長い軸木の一端木口より割れ目を入れ、ここに毛を挿んだ後に糸で縛ったもの。毛を深く埋めこみ、毛先が擦少する毎に鉛筆の芯を出すように軸を削って毛を出して用いる。軸に挟まれた部分だけ毛が残存している。柄先端を欠き、残存長15.7cm。箆は細長い板の一端を削り細めて柄部とし、他端を薄く削って櫛形につくったものの先端部に厚く漆がこびりついている。4点出土した。長さ11~22cm。木製品の項で触れたが、内面に厚く漆の付着した曲物があり、他に同様の底板が5点出土している。曲物を漆の容器として用いたものであろう。尚、内面に漆膜のついた土器がある。運搬などに際しては漆を土器に納めたのであろうか。漆関係の遺物は、漆の付着した紙・布を含め、その大部分がSD1155出土である。

工具類・その他 鉄刀子、鉄斧、木製の箆、工具の柄などの工具類の他、石製筋鉤車、ガラス製管玉・小玉などの出土をみた。刀子は切先を欠くが、切り出し形の身に木柄がつく。鉄斧は小型のもので手斧となるものである。



刷毛とへら



刀子

VI 弥生時代の遺構と遺物

調査地区内からは弥生時代の貯蔵穴2・壺棺墓1・小ピット・溝がみつかっている。遺構面は既に奈良時代の整地などによって削平されており、遺存状態はよくない。調査地区内の各所から遺構、遺物を検出している。

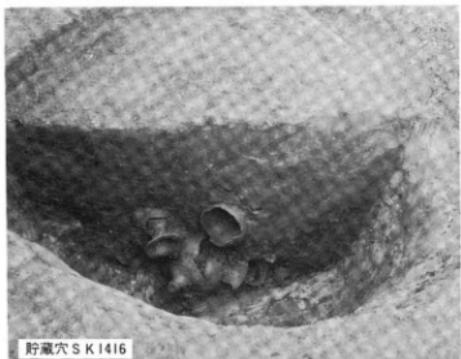
貯蔵穴 (SK1200) 九坪の井戸 S E 1180の西南にある。平面形は156cm×140cmの円形で、深さ102cmのスリバチ状を呈する。地山の灰黄色粘土層に掘り込んでいる。有機質をふくむ堆積層のなかから完形品をふくむ16点の第V様式の土器が出土した。

貯蔵穴 (SK1416) 南北小路 S F 1331上に検出した。90cm×80cmの平面が楕円形の土坡で、深さ50cmある。なかから完形品をふくむ4点の第V様式の土器が出土した。

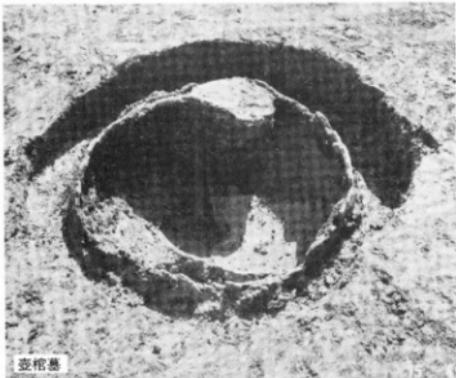
壺棺墓 (SK1409) 十五坪の僧房の位置で検出した。直径60cm、深さ23cmの円形土坡に壺形土器が口縁側を上に傾斜して据えられていた。

遺物 SK1200出土の土器の内訳は壺2・長頸壺3・鉢4・甕1・高杯4・器台2である。壺・甕・鉢は、小さく不安定な底部を持ち、文様で飾るものはない。高杯は脚部に円形透しを持つものと持たないものがあり、器台は円形透し(3孔)が1段のものと2段のものがある。SK1416出土の土器は壺1・長頸壺2・甕1である。SK1200出土のものと形態上の差はみられない。

壺棺に使用された土器は上半部を欠失しているが、復原高40cm前後、小さな平底を持つ壺で、体部は荒磨きする。壺棺、甕棺に多くみられる底部あるいは体部下半への穿孔はない。



SK1416出土の土器



VII 平城京の東西市

平城京では東市は左京八条三坊に、西市は右京八条二坊にあるとされる。西市を同坊に考定する根拠は、そこが西櫛河と考えられる秋篠川に沿う場所であること、「市田」の字名をのこしていること、地形上から三坊以西に比定するのは無理であることなどがその主なものである。一方、東市については、さきにものべたように天平勝宝7年および同8年の和模國調賦を造東大寺司に充却したときの文書に、同國調邸1町は左京八条三坊にあって、東市との西辺に位置するとあるから、左京八条三坊に東市があったことはまちがいない。さらに、正倉院旧蔵の文書で、現在京都知恩院が所蔵する天平勝宝初年の写経関係文書に、その位置を示す図面があって、三坊の中央六坪を占めることが判明する。ついでにいえば、この市団にこれを東市のものとする記載はいっさいなく、上のようく、右京八条二坊に西市を考定してよければ、西市についてもあてはまるものようである。いずれにしろ、平城京東西市の位置は、上記のように、ほぼ確定できるのである。

養老令によると、東西市は左右の京職に属する市司により運営管理された。市司の長官が掌るのは、財貨の交易(売買)、器物の真偽、度量衡、売買の佔価(値段)とあるから、これらが市司の仕事の内容であった。市内で店舗をかまえ、店を実際に経営したのは、政府(市司)に登録して認可された「市人」あるいは「市籍人」と呼ばれる人たちである。彼らの貢数や出身階層等がわかる史料はまったくないが、天平16年閏正月、基仁京において諸都のことが詮議されたとき、政府はわざわざ高官を市に派遣して、市人等に都をどこにすべきかを尋ねさせているように、だれでもが市人の資格をもちえたのではなく、都の商業活動を担当することのできた特定の市人集団がいたことを上の史料は示している。彼らは7世紀以来の帝都を中心とする畿内経済のなかで、物資の調達を担当してきたこの地域の中豪族たちであったろう。

市は役人の退廻をまって正午に開かる。そして日没前に、鼓を合団に閉じることが閑市令にきめられている。

市の周囲には、築垣あるいは堀がめぐらされており、四面に一つづつの門が開かれていたらしい。日本靈異記には、平城京東市の東門からはいって、西門から出でいった人の話が載っている。

市内の店舗のことを、今文では中国の用語を借りて「肆」としている。肆は和訓で「いちくら」というが、「くら」は呉床を「あぐら」というように、買い物を陳列する台を意味する。延喜式によると、平安京の東市に51、西市に33の肆があった。肆はいわば専門店で、米肆、絹肆などとよばれ、一種類の特定の品物を売る店である。両市に共通するものもあるが、どちらか一方に限られるものもあった。米、みそ、魚、海藻などの食料品、絹、布、縫衣などの衣料品、櫛、珠類などの装飾品、弓、箭などの武器、さらには馬、牛など、あらゆる品物が売られていた。役人たちの給料の基本は、布、施であったから、彼らをそれをもって市内で日常の生活物資を買いとのえた。

売る品物は、多く市人たちの商業活動によってもたらされたとおもわれるが、なかには政府の拂い下げ物資もあった。米の値段があがると、政府は官倉の米を放出して、米値を調整するなどのこともやった。

市の周囲には、調庫という諸国の物産会所があった。調部は、調(和税)を現地でまかなうことができない場合に、必要物資を市で買ないととのえるために設けられたものと解されている。調庫を運ぶ専当官となった都司たちは、政府の禁止にもかかわらず、調庫物のほかに彼らの私物を運んで市で売りさばき、代價の錢を蓄えることをしたらしい。

一方京に住む貴族や大寺院は、市で品物を買うために、市の近くに出先(市庄)をおいた。東大寺の市庄が東市の西隣りの坪にあったことは前に述べた。市はしかし、貴族階級だけのものではなかった。上木工事や、役所の雜役に雇用される都の周辺の庶民たちや、調庫などの租税を運んできた諸國の百姓(調脚と文献にみえる)にとっても、諸国の品物が豊富にならぶ市は、都のなかで唯一開かれた広場であったにちがいない。同時にしかし、市の周囲には、郷里に帰ることができず、飢餓に苦しむ諸国百姓が多くいたことを正史は伝えている。

VIIIまとめ

今回の調査は、これまでの京内遺跡の発掘調査がいざれも京の北半分で行われたものであるのに対して、京の南端に近い八条で実施されたものである点に新しさがあり、また調査規模も、八条三坊の4つの坪にまたがっていて、広範囲に平城京のまちの様子をうかがうことができた点で、画期的な調査であったといえる。しかもこの坊は、平城京の重要遺跡と目される東市の所在するところであって、その周辺の状況をさぐる意味でも注目すべき内容をもっている。検出した遺構や遺物は、豊富かつ多量であり、その詳細な検討は今後にまちたいが、既述のような調査成果の概要をもとに、以下若干のまとめを行なって、今後の京の調査研究の資料としたい。

坪境の小路 4つの坪を仕切る小路は、東西小路、南北小路ともに、側溝中心距離をはかると6m(20尺)になり、これまでの調査例—左京三条二坊、右京一条二坊の例—とはほぼ同じ結果がえられた。ただし、今回検出の小路側溝は、一方の溝幅を広くとって主排水路としている点が從来のものと異なる。

堀河 三坊の九・十坪列のはば中央を南北に貫流する幅約10mの堀河は、從来からこの筋に南北に通る細長い水田地割がある点で注意されていたが、今回の調査でそれこれが堀河であることが確認された。東堀河については文献上から、東市の西隣りの坪を二丈の幅で流れているものと考えられてきたが、今回の調査で検出したものは、河幅にしてその二倍近い規模があり、東堀河の本流と考えられるものである。しかもそれは市域内を貫流しているわけで、平安京の堀河が、市域の両側の大路上に通っている例とは異なる。因みに、平城京の西堀河(現秋篠川の流路)も坪のなかを貫流しており、これらがどのような事情によるのかは今後の検討課題である。

宅地割り 九坪・十坪は堀河東西に2分されている

が、今回の調査でその東半部の状況を知ることができた。まず九坪についてみると、これを画する施設としては、南に掘立柱塙があり、東南部で若干北にまわる。坪内は、遺物を含む東西の細溝でわけられる。それによって九坪東半部は、第II期において南から36町、36町、36町、36町に区切られるごとくで、その区分ごとに、戸井戸が一基づつあり、建物群もこの単位で一定のまとまりをもつようである。しかし第IV期の奈良時代末には細溝で限られる宅地割りは認められなくなり、上記の区割りがみだれてくる。各敷地の入口は、これが東西に長い地割であるから、東あるいは西のいずれかであろうが、西は堀河に面するから、東を入口とする可能性が高い。坪の東辺に、小路に沿って幅4mほどの溝で限る道路状造構があるが、これは坪にはいって、各敷地に通ずる小径であろうか。坪の東を限る造構は確認されていないが、簡単な生垣様の施設でも想定すべきであろう。

敷地内の建物は、数回におよぶ建替えがあるから、一時期についてみると、入口近くに戸井戸と雜舎があり、奥に主屋と二、三棟の付属屋がある程度で、堀河寄りの未発掘地を加えて勘案しても、せいぜい4~5棟の建物に限られるようである。建物規模は、同様な傾向をもつ十坪、十六坪の例を加えて集計すると、桁行柱間数では2間から4間、3間が46棟、4~6間が15棟となって、3間以下が8割以上を占め、廂付き建物は4棟に限られる。柱間寸法は4~10尺であるが、そのほとんどが桁行7尺、梁行6尺で、かつ完数値をとらない不揃いなものが多い。このような傾向は、左京三条二坊十五坪、左京一条三坊十五・十六坪の調査例と比べると格段の差があり、左京五条一坊四・五坪と比べても小規模であり、同時代の地方卑落遺跡の建物に近いものである(末尾の平城京発掘調査一覧を参照)。建物規模に限らず、建物配置もまた、

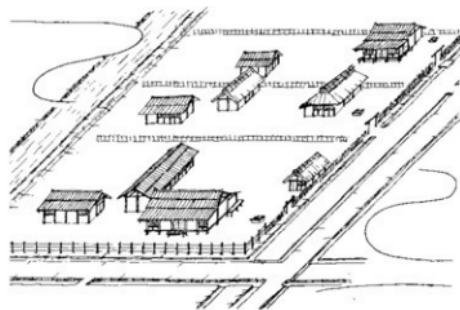
道路に向て建てられている平安京以降の町屋とは様子が異なっており、農村風の建物がそのまま都のなかに宅地を与えられて建っている觀がある。

十坪 坪の東北部をごく一部発掘したにすぎないが、坪内の状況は東辺に道路状遺構があり、敷地の東寄りに井戸がならぶなど、九坪とよく類似している。文献上から、十坪は東市の一部と推定されているが、今回の調査で検出され遺構・遺物からは、この坪を東市内とする決め手は見出しえなかった。むしろ、九坪と遺構のあり様が類似していることは、ここを市内とみることに否定的な材料ですらある。しかしながら、九坪と十坪を境する小路の南側溝から、多種多様の遺物が極めて多量に出土したことや木簡のなかに品物の売買を示すものが含まれていることなどは、この地域が市と深いかかわりをもつ場所であること示してよい。調査地が十坪のごく一部に限られていることもあり、今後の調査をまって判断すべきものと考える。

寺院 十五坪で検出した寺院は、出土瓦から見て、白鳳期にさかのぼるものとみられるが、今回発見された

諸堂および僧房と、天神社境内地の土壤状の高まりを金堂跡とみれば、条坊制の一町内におさまる伽藍配置を考えられ、条坊設定時に、別な場所から移建されたものと考えるべきかもしれない。寺の名稱は、SD1155から出土した「土寺」なる土器の墨書銘が注意される。土寺は土師氏との関連を考えるべきであろう。本寺の廃絶期は、僧房と講堂の雨落溝から出土した10世紀後半の土器や、少量ながら出土した鎌倉時代の瓦が目安になり、13世紀末の『西大寺田園目録』にみえる「ヒメタウ」は、その頃まで一部の堂舎が存在していたことを示してよい。平安京の近世の絵図には、東市の近くに市姫金光寺（あるいは市堂、市姫祠）があるが、「金光寺縁起」によればそれは市の守護神としてまつられたものであるという。平城京の「姫寺」「ヒメタウ」もそれとの関連を考えさせる。

なお、条坊遺構に先立つものとして、十坪、十五坪にまたがる東西溝 S D1380がある。この溝は平城京南辺条里の南端からはかって1,325mの位置にある。京造営前の先行地割に開削した遺構とみられる。



九坪の宅地と建物の復原図

平城京の発掘調査に関する文献（抄）

平城宮東南隅外の調査	奈良国立文化財研究所年報	'66	
平城宮東院西南隅外の調査	同	上	'67
平城宮東院東南隅外の調査	同	上	'68
平城京左京二条二坊六坪の調査	同	上	'71
平城京左京二条五坊北郊の調査	公立学校共済組合		'71
平城京羅城門跡発掘調査報告	大和郡山市教育委員会		'72
国宝唐招提寺講堂修理工事報告書	奈良県教育委員会		'72
平城京朱雀大路発掘調査報告	奈良市		'74
平城京左京一条三坊の調査	奈良国立文化財研究所学報		'75
平城京左京三条二坊十五坪	奈良県立橿原考古学研究所		'75
平城京左京三坊二坊	奈良国立文化財研究所学報		'75
西隆寺	西隆寺跡調査委員会		'76
平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告	奈良国立文化財研究所		'76

左京八条三坊検出建物規模一覧

九坪

遺構番号	規 模	棟方向	面	規 模 (m)			柱穴間	柱 間	寸 法 (m)	偏 考(時期)
				桁 行	梁 行	幅				
1178	3×2 ↗			8.9	5.1		0.4	2.96	2.55	III
1179	5×2 ↗			10.4	4.1		0.6	2.08	2.05	II
1181	3×2 ↗			5.6	4.3		0.4	1.87	2.15	II
1183	3×2 ↗			6.8	4.6		0.4	2.27	2.30	V
1188	3×2 ↗			5.1	3.3		0.5	1.70	1.65	
1189	3×2 ↗			6.0	3.1		0.3	2.0	1.55	V
1190	5×3 ↗ N			12.0	7.9		0.9	2.40	2.65 2.60	I
1192	4×2 ↗			7.9	3.6		0.6	1.98	1.80	III
1193	2×2 ↗			?	3.3		0.4	—	1.65	III
1197	4×2 ↗			7.5	4.8		0.3	1.88	2.40	II
1202	2×2 ↗			?	3.9		0.7	—	1.95	I
1203	3×2 ↗			5.1	3.3		0.6	1.70	1.65	V
1204	5×2 ↗			8.7	3.3		0.6	1.74	1.65	IV
1205	3×2 ↗			5.7	3.3		0.4	1.90	1.65	III
1206	3×2 ↗			5.1	3.3		0.5	1.70	1.65	I
1210	3×3 ↗ W			5.5	5.9		0.5	1.83	1.75 2.40	II
1211	3×2 ↗			7.2	3.3		0.4	2.40	1.65	III
1219	2×3 ↗ N			5.9	6.7		0.4	2.95	2.25 2.2	III
1220	6×2 ↗			13.0	3.8		0.6	2.17	1.90	I
1221	2×2 ↗			4.4	3.6		0.2	2.2	1.80	V
1222	3×2 ↗			7.2	5.4		0.9	2.4	2.70	II
1223	3×2 ↗			5.7	4.2		0.6	1.9	2.1	IV
1224	3×2 ↗			5.4	3.9		0.5	1.8	1.95	V
1241	3×2 ↗			5.5	4.2		0.4	1.83	2.1	IV
1242	3×2 ↗			7.1	3.3		0.6	2.37	1.65	I
1244	3×3 ↗ W			6.2	5.4		0.7	2.07	1.65 2.1	II
1245	3×2 ↗			6.6	3.6		0.6	2.0	1.8	III
1246	3×2 ↗			5.4	3.5		0.4	1.8	1.75	V
1250	3×1 ↗			5.2	3.9		0.7	1.73	1.95	I
1251	3×1 ↗			6.0	3.3		0.5	2.0	1.65	I
1252	4×3 ↗			5.6	4.1		0.5	1.4	1.37	IV
1255	3×2 ↗			5.4	3.9		0.4	1.8	1.95	II
1257	2×2 ↗			4.2	3.6		0.5	2.1	1.8	III
1261	3×3 ↗			3.5	3.3		0.5	1.17	1.1	IV
1263	3×2 ↗			4.5	3.3		0.6	1.5	1.65	III
1264	1×1 ↗			2.7	2.4		0.5	2.7	2.4	II
1266	4×3 ↗ S			7.9	6.0		0.4	1.98	1.95 2.1	I
1267	3×2 ↗			7.2	3.6		0.4	2.4	1.8	I
1268	3×3 ↗ S			6.3	5.8		0.4	2.1	1.7 2.4	II
1269	3×2 ↗			4.7	3.3		0.5	1.57	1.65	IV
1270	5×3 ↗ N			8.7	4.5		0.5	1.74	1.65 1.2	V
1273	2×2 ↗			5.0	3.9		0.5	2.5	1.95	V
1274	3×2 ↗			4.2	3.0		0.5	1.4	1.5	III
1275	3×2 ↗			4.0	2.8		0.5	1.33	1.4	II
1280	3×2 ↗			8.0	4.8		0.5	2.67	2.4	V
1290	1×2 ↗			2.4	3.0		0.5	2.4	1.5	III
1291	2×2 ↗			3.6	3.0		0.3	1.8	1.5	
1292	3×2 ↗			6.3	3.6		0.5	2.1	1.5	II
1293	2×2 ↗			2.7	2.4		0.5	1.35	1.2	I
1294	3×2 ↗			5.4	3.9		0.5	1.8	1.95	V
1295	2×2 ↗			4.2	3.3		0.4	2.1	1.65	III
1296	2×2 ↗			3.3	3.0		0.4	1.65	1.5	I
1301	3×2 ↗			4.5	3.7		0.6	1.5	1.85	II

十坪

造構番号	規 模	棟方向	廊	規 模 (m)			柱穴(m)	柱 間	寸 法 (m)	備 考(時期)
				桁 行	梁 行	廊				
1335	4×2	↑		7.5	3.5		0.4	1.85	1.75	IV
1336	2×2	↓		3.5	3.3		0.3	1.75	1.65	V
1337	3×2	↖		6.1	3.3		0.4	2.03	1.65	III
1338	4×2	↖		8.5	3.5		0.6	2.12	1.65	II
1339	3×2	↖		5.6	3.6		0.5	1.87	1.75	
1340	3×2	↖		4.8	3.5		0.4	1.6	1.8	I
1342	7×2	↖			3.3		0.6	—	1.75	
1349	3×2	↑		5.7	4.8		0.5	1.9	1.65	
1355	3×2	↖		5.2	3.9		0.6	1.73	2.4	III
1356	3×2	↖		4.9	3.6		0.6	1.63	1.95	II
1366	3×2	↑		4.8	3.6		0.5	1.6	1.8	II
1367	3×2	↖		5.2	3.6		0.5	1.73	1.8	V
1368	4×3	↖ W-S		7.3	5.6		0.5	1.73	2.05 <small>5.2.1 W-S</small>	IV
1369	2×2	↖		4.5	3.6		0.4	2.25	1.8	III
1370	3×2	↑		5.7	3.3		0.4	1.9	1.65	I
1373	1×2	↖		2.4	3.0		0.6	2.4	1.5	I
1374	2×2	↑		6.0	4.0		0.5	3.0	2.0	
1375	2×2	↖		5.7	3.3		0.3	2.85	1.65	
1376	3×2	↖		8.0	3.6		0.5	2.67	1.8	V
1381	5×2	↖		13.2	4.3		1.1	2.64	2.15	I
1382	3×2	↖		5.7	3.0		0.5	1.9	1.5	IV
1383	1×1	↑		2.1	2.0		0.3	2.1	2.0	I
1384	5×3	↖ S		10.7	5.6		0.7	2.14	1.87 2.1	III
1385	4×4	↖ N		10.5	7.3		0.6	2.62	1.83 1.8	II
1386	2×1	↖		4.4	3.0		0.4	2.2	1.5	V
1391	3×2	↖		5.7	3.6		0.5	1.9	1.8	I

平城京左京八条三坊発掘調査概報
東市周辺東北地域の調査

昭和51年3月

発行 奈良県
編集 奈良国立文化財研究所
印刷 真陽社

